

農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 十 五 号

平成二十九年五月二十五日(木曜日)
午前八時三十分開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君

理事 齋藤 洋明君

理事 宮腰 光寛君

理事 小山 展弘君

理事 伊東 良孝君

理事 池田 道孝君

理事 加藤 寛治君

理事 金子万寿夫君

理事 瀬戸 隆一君

理事 中川 郁子君

理事 西川 公也君

理事 細田 健一君

理事 宮路 拓馬君

理事 築 和生君

理事 渡辺 孝一君

理事 金子 恵美君

理事 重徳 和彦君

理事 村岡 敏英君

理事 真山 祐一君

理事 畠山 和也君

理事 仲里 利信君

小泉進次郎君

福田 達夫君

岸本 周平君

稲津 久君

伊藤信太郎君

小里 泰弘君

勝沼 栄明君

笹川 博義君

武部 新君

長尾 敬君

古川 康君

前川 恵君

森山 裕君

山本 拓君

岡本 充功君

佐々木隆博君

宮崎 岳志君

中川 康洋君

斉藤 和子君

吉田 豊史君

山本 有二君

石原 宏高君

齋藤 健君

小田原 潔君

堀内 詔子君

細田 健一君

澁谷 和久君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(消費生活審議官)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部)

政府参考人
(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人
(農林水産省消費・安全局長)

政府参考人
(農林水産省食料産業局長)

政府参考人
(農林水産省生産局長)

政府参考人
(農林水産省生産局畜産部)

政府参考人
(農林水産省技術会議事務局)

政府参考人
(農林水産委員会専門員)

委員の異動
五月二十五日

辞任
古川 康君

辞任
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
古川 康君

同日
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
古川 康君

同日
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
古川 康君

同日
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
古川 康君

同日
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

同日
長尾 敬君

同日
古川 康君

同日
森山 裕君

同日
金子万寿夫君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人
農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四〇号)

○北村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官水田正和君、消費・安全局長金城健晴君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、生産局畜産部長大野高志君、農林水産技術会議事務局局長西郷正道君、内閣官房内閣審議官澁谷和久君、内閣府大臣官房審議官大塚幸寛君、大臣官房審議官緒方俊則君、消費者庁審議官吉井巧君、文部科学省大臣官房審議官瀧本寛君、厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長北島智子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木隆博君。

○佐々木隆博委員 おはようございます。民進党の佐々木でございます。

朝早くからの質疑で、大臣その他の皆さん方も朝早くからの勉強会でお疲れだというふうに思いますが、私も経験ありますが、前の晩までずっと質問をとり行つて、朝早くから答弁の準備をし

なければいけないというのはよくわかっておりますが、これは私の都合ではありませんので。

きょうは、畜安法についてであります。今までかなり議論も尽くされているというふうに思いますが、そんなに難しい質問をするつもりはありませんが、何か点がありますので、そのことをきょうは質問させていただきたいということ、その前に、TPPについて何か確認をさせていただきたいというふうに思います。

先日、ハノイで、合意といいますが、閣僚声明が、議長声明が発表されたわけでありますが、この声明では、包括的で質の高いTPPの早期発効に向けた選択肢を評価する作業を始める。評価する作業を始めるという内容ですね。十一月のAPECまでに間に合うということなんでしょうけれども、一部報道によると、漂流をやつと回避したというような表現もありますけれども、ここに参加をしたということは、これはTPP11を政府として位置づけたということだというふうに答弁が繰り返されてきたわけでありますが、その一つとしてTPP11も位置づけたということだというふうに思うわけであります。

これは、きょう澁谷さんにもおいていただいておりますが、ずっとこのことで私も議論をさせていただいてまいりましたが、その場合、アメリカ抜きということになると、TPPとは相当影響試算なんかは大きく変わってくるわけであります。そうした内容などについて、これからどうやって新しい枠組みの中で取り組もうとしているのか、まずその点、お伺いしたいというふうに思います。

○澁谷政府参考人 御説明をさせていただきたいと思ひます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

政府参考人 御説明をさせていただきます。

先生御指摘のとおり、この週末、ハノイに行つてまいりまして、T P P 閣僚会合が開催されました。十一カ国の結束が重要であるとともに、モメンタムを維持する必要があるということで、一致をいたしまして、閣僚声明を發出するに至つたところでございます。

閣僚声明、なかなか複雑な書きぶりをしてるわけですが、声明のポイントは、出席した各国、すなわち十一カ国が、T P P の意義を再確認して、T P P の早期発効を目指すということでございます。そのための選択肢の検討を事務方に指示したということでございますけれども、十一カ国がT P P の早期発効を目指して実際の具体策の検討に入る、こういう内容でございます。

また、我が国のイニシアチブを期待している国も多かったということで、我が国で七月に首席交渉官クラスの高級事務レベル会合を開催することも決定されたところでございます。

十一カ国が結束を維持してT P P の早期発効を目指す、これが閣僚声明でございますので、我が国も、この閣僚声明に沿ひまして、各国と緊密に連携して、十一月のA P E C までに結論を出すというところでございますので、それに向けた準備を進めていきたいということでございます。

○佐々木(隆)委員 早期発効を目指すということになれば、十一カ国での早期発効ですから、それは当然内容は異なつてくるというふうに思いますが、大臣も定例の会見で、内容が異なつてくるだろうという記者会見をされてるわけでありますが、真つ当な判断だというふうに思ふんですね。合意内容の見直しも必要というふうにも触れておられるわけですが、当然これは関連法とか予算とかということも含めて見直しが必要という意味でおつしやつてゐるんだというふうに思ふんですが、いかがですか、大臣。

○山本(有)国務大臣 まず、T P P の今後でございますが、ハノイでのT P P 閣僚声明におきまして、先ほどのお話のように、今後の選択肢の検討を行うこととされております。今後の推移を見な

がら、予断を持つて考えるのではなくて、幅広く、さまざまな対応に備えたいというふうに思つております。

その上で、あえて一般論として申し上げれば、仮にT P P について昨年末に国会で承認されたT P P とは別個の国際約束となる場合には、その関連法につきましても改めて検討する必要があるというふうに考えております。

また、一昨年十一月に決定いたしました総合的なT P P 関連政策大綱におきまして、農林水産分野について、T P P 発効を見据え、それに備えることをきつかけとして、協定の発効を前提とせずとも取り組むべき農林水産業の体質強化を加速する対策予算、あるいは、T P P 協定発効後に必要となる、関税削減等の影響に対応するための経営安定対策の充実等の二種類の対策予算を行うこととしておられるところでございます。

これまで、平成二十七年補正予算及び平成二十八年補正予算に計上したT P P 大綱を実現するための予算は、全て前者の体質強化を加速する対策となつております。

これらの予算は、いずれも協定の発効を見据えたものではありましたが、発効を前提としたものではありませんでした。また、毎年度の通常の施策とは別に、追加的な措置を講じて、農林水産業の体質強化を加速しようとするものでございまして。

着実にこうしたことを実施していく必要があるというように考えるところでございまして、簡単に申し上げれば、別の国際約束の場合には、新たな検討が必要だというように考えております。

○佐々木(隆)委員 このイレブンについても、先ほどの瀬谷さんの答弁でも早期発効を目指すと言つてゐるわけですから、別個なものになる可能性が極めて高い、仮定といえれば仮定ですが、そういう状況だと思ふんですね。

そのときに、予算には二種類あるのは承知をしておりますが、関連法も変わつてくるわけですから、当然のことながら、そういうことになれば、

もう一度やはり、後ほどちよつと触れたいと思いますが、当然そこも含めてもう一回議論をし直すということが必要になつてくるんだらうと。

先日、農山委員の質問もありましたけれども、どうもあのとき曖昧なまま終わつていたものから、少し追加で質問をさせていただきまして、そこで、ポストT P P という言い方がいいかどうかかわかりませんが、経済連携の戦略、もつと言へば、あり方自体が問われているときに私は来ているのではないかと。

きょうは政務官にも来ていただいておりますが、日・E U、R C E P、各国とのF T A などなど、複層的に今進んでいるわけですが、十一月にA P E C が開催されるということに向けて、さまざま、そうしたことがA P E C の場所でも議題になるんだらうというふうに思います。

それで、今までのT P P のときは、政府全体としての体制みたいなものがきつちつとできていたわけですが、いわゆるアメリカはU S T R というところではしつかり取り組んでいる、それから比べると、このT P P 以外のものについて、どうもしつかりとした体制ができていないところも思ふのでありますけれども、今後、その点の戦略についてどう取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

○小田原大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、御質問の戦略であります。我が国は、自由貿易の旗手として、自由で公正な市場をアジア太平洋地域を初め世界に広げていくことを目指しています。特に、世界的に保護主義の風潮が高まる中で、さまざまな経済連携協定を通じて自由貿易を推進していくことが重要だと考えています。

数年間の交渉を経てT P P に結実した新たなルールは、今後、通商交渉におけるモデルとなり、二十一世紀のスタンダードになつていくことが期待をされております。この成果を基礎として、日・E U・E P A のできる限り早期の大枠合意を目指すとともに、R C E P、日中韓F T A などの

交渉においても質の高い協定の実現を目指し、積極的に交渉を進めてまいります。

これら経済連携交渉の推進に当たっては、関係省庁間で緊密に連携し、政府一丸となつて取り組んでまいります。例えば、日・E U 経済連携協定交渉については、岸田外務大臣を総合調整担当大臣とするともに、主要閣僚会議を立ち上げるなど、政府全体で万全の体制を構築しているところであります。

今後とも、複数のE P A 交渉を戦略的かつスピード感を持つて推進し、自由貿易の推進に主導的役割を果たしていきたいと思ひます。

また、U S T R に言及され、体制についての御質問がありました。

経済連携交渉の推進に当たっては、これまで官邸の指揮のもと、関係省庁間で緊密に連携をし、政府一丸となつて取り組んでおります。今後とも、官邸の指揮のもと、複数のE P A 交渉を戦略的かつスピード感を持つて推進していく考えであります。

○佐々木(隆)委員 先日のハノイには同僚の村岡委員も出席をしておりますが、あの中身を見ても、大変、それぞれの各国の思惑というのはいろいろ、一つアメリカが抜けたということだけでも大きく変わつてきているわけでありまして。

そこで、今政務官からお答えいただきましたが、保護主義の台頭というものにしつかり対抗していかなきゃいけないという趣旨なんです。本当にそうなのかということも、もう一度やはり少し立ちどまつて考えるべきではないかというふうに思ふんですね。

経済をグローバル化していくということは、限りなく競争をしていくということであつて、そのことが必ずしも国民の、あるいはそれぞれの各国の利益に結びつくかどうかということは、今いろいろなところで取り沙汰されてゐるわけで、これを単に保護主義とかポピュリズムとか言つて片づけるというには私はちよつと早計過ぎるというか、もう少し分析をする必要があるのではないかと。

というふうに思っております。

御案内のように、アメリカ力がなぜTPPを離脱したのかという点、それは、一つには、今の経済連携の枠組みというものが投資家を中心に過ぎているということが一つ、もう一つは、そっちが主体になっていて、あとはお互いに強い者がせめぎ合うわけですから、当然失業が拡大するということが二つ目、三つ目には、そのことによつて国内の格差が拡大する、そういう理由なわけですよ、離脱をした理由は、これはトランプだけが言っていたわけではなくて、あの人が言ったという、ちよつとといういろいろ人格的な問題もありますから説得力が薄れるんですけれども、候補者であつた三人とも言っていたわけですよ。

では、イギリスはそうではないのか、あるいはフランスはそうではないのかという点、移民なども含めて同じような現象が今起きていて、ここ自体を少し見直さなければいけないのではないかと、いろいろな動きも片方に出てきている。それがまたまたああいふ形で出たので、保護主義だということ、大體、テレビや何かに出てくるコメント、ターはほとんど貿易でもうけているような人たちに近い人たちが多く、あれは必ずしも私はあのコメントというのは正しい判断ではないというふうに思うんです。

現に、グローバル化によつて各国の賃金というのはどんどん下がっているわけです。これは、アメリカも日本も中国もドイツも、全く同じ現象が今起きているわけで、必ずしも、最終的には一人一人の賃金がそれが転嫁されない、配分されない、何のために貿易を拡大しているのかというのは何の意味も持たないわけですから、そういう意味では、私は、WTO、ちよつとその資料をきょう持つてこれらなくして申しわけなかつたんですが、WTOは生産刺激策的なものはやめましようというのを既に合意しているわけですよ。そういう枠組みの中で、それぞれの国が何らかの仕組みをつくりましようというところがWTOの

基本的な考え方ですから、私はこちらの方が少し進んでいるんだと思うんです、考え方としては、

ですから、そういうことを含めて、経済連携、せつかく体制をつくらうとしているのであれば、そういうことも含めたあり方そのものをやはりちゃんと検討できるような仕組みにしなければならぬ。一つ一つの現象のために各省連携するのは当たり前ですけれども、そうではなくて、全体の戦略を組むというふうなものが必要なのではないかというふうに思うんですが、そこまで外務政務官に、どこまででもいいですからお考えと、それから、農水の方で三役でもしそのことにコメントがあればいただきたいというふうに思います。

○小田原大臣政務官 お答え申し上げます。

体制の考え方、さらに突っ込んだ御質問であります、あくまでも、それぞれの状況に応じ、適切な形で経済連携協定の輪を広げ、自由貿易の推進に全力を尽くしていくということであり、我が国としては、片方で広域の経済連携協定交渉を進めています。また、それと同時に、例えばコロンビア、トルコの二国間の経済連携協定にも積極的に取り組んでいるところであります。

先ほどのお答えにも触れさせていただきましたが、引き続き、関係省庁間で緊密に連携をし、政府一丸となつて取り組んでいくところでございます。

○齋藤副大臣 政府全体としては、WTOが停滞をしつつある中でどうするかということ、TPP十二カ国で、アジア太平洋で、世界のGDPの二割を占める経済圏をつくらう、それからRCEPで、東南アジア十カ国、日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド、十六カ国で、今度は中国、インドを含めた経済圏をつくらう、それからヨーロッパとやつていこうということ、日本の通商戦略というものは組み立てられているんだらうなというふうに理解をしています。

一方、我が省といたしましては、さはさりながら、食料安全保障の問題もあります、地域を

守つていかなければいけないという問題もあり、それから、農業そのものもむしろこれから成長産業にしていかなければいけないというのはありますので、それをしっかりと腹に据えて、政府の中できつちりと議論していきたいと思つてるところです。

○佐々木隆委員 畜安法の質問もありますので、TPPはこれぐらいにしたいと思つたんですが、経済連携協定という名前からして、成長を求めるといふのは宿命なのかもしれないが、WTOはやはりそれで行き詰まつたんだと思つたんです、成長だけ求めたがゆえに。だから、地域の環境とか集落だとかというものにも少し注目したところ、シフトしようとしたわけですよ。そこで相当大きく変わるものから、そこで頓挫したというのが私は本当のところではないかというふうに思つておりますので、今、集落の問題も含めて、政府全体として検討するべき、何らか組織も含めて、私はぜひお願いをしたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

そこで、畜安法について幾つか質問をさせていただきます。この畜安法の中、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法といういわゆる暫定法、今までの制度ですが、これがなぜできたのかということ、それは、今さらこれは皆さん承知のところ、申し上げる必要もないんですが、三十年代後半だと思ひますが、いわゆる乳価戦争というのがありました。

済みません、外務政務官、どうぞ退席いただいで結構でございます。

要するに、農家と乳業メーカーが直接取引をする中では、どんどんという状況の中で生産者が買いたたかれるという中でいわゆる乳価戦争が頻発していた。

そこで、政府はそのときに原料乳の安定基準価格というものを設定したわけでありましたが、ところが、安定基準価格を設定しますと、結局、生乳

に合わせますと、乳製品の方がそのまま高くなつてしまふという結果を招くわけでありまして、結果として、そのときの畜産振興事業団、今のALICの前身ですが、これが当時乳製品を買ひ入れるという事態を招いた。これも余りうまくいかなかつた。結果として、昭和四十年に今の暫定措置法ができた。

これは、不足払いというものと乳価、輸入の一元化という二本柱で成り立っているわけでありますが、私は画期的な改革だったというふうに思つたんです。これを評価する人はたくさんいます、これに不満だという声は余り聞いたことがありません。

暫定措置法というものについての評価、指定団体の果たしてきた役割、なぜ改正が必要だったのか、関係者の意見はいつどのようになつたのかなどについて、これは参考人で結構ですが、お答えいただきたいと思ひます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず、指定団体が設立されました昭和四十一年当時でございますけれども、牛乳・乳製品の需要が将来にわたつて増加をし、特に飲用向けの消費が大幅に増加するといふふうな想定される一方で、先ほどお話しもございましたとおり、小規模な生産者団体が多々ございまして、乳価交渉力が弱く、生産者と乳業者との間の乳価紛争が頻発していたという状況でございます。

そういう中で、暫定措置として、乳価の低い加工原料乳に限りまして、指定団体を通じて生産者補給金を交付することを内容とする加工原料乳生産者補給金等暫定措置法を制定いたしました。この法律に基づいて指定団体制度を適切に運用すること等によりまして、我が国の酪農は着実な発展を遂げてきたものといふふうに考えてございます。

しかしながら、近年、我が国の飲用牛乳の需要が減少傾向にある一方で、生クリームやチーズなどの乳製品の消費は今後も増加が見込まれており、消費者ニーズに対応すれば酪農経営は発展の可能性があるので、そのためにも、特色ある牛乳です

とか乳製品の生産による付加価値の向上など、酪農家が創意工夫を生かせる環境の整備が重要な課題になっているというふうに思っています。

こうしたことを踏まえまして、御審議いただいております本法案で、一点目としては、補給金の交付対象を拡大する、あと二点目としては、現在の暫定措置法に基づく制度を恒久措置として位置づけ直すというふうにしたところでございます。

この改正法案の検討に当たりましては、昨年十一月に、関係団体の理解を得まして農業競争力強化プログラムを策定いたしましたので、そこに方向性を書きました。これに沿いまして、指定団体ですとか農業者団体等々関係の方々との個別、断続的にさまざまな意見交換を行って、閣議決定に至ったという状況でございます。

今回の制度改正によりまして、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保ですとか、畜産経営の安定を図ることができると考えておりまして、引き続き、関係者の意見を聞きながら、新しい制度が適切に運用できるように進めてまいりたいと思っております。

○佐々木(隆)委員 今の話だと、乳製品の需要増が見込まれるというためにこれが必要だった。恒久法にすることにはそんなに意味がないと思うんです、暫定法で今日までやってきたわけですから。

だから、クリームとかチーズとか乳製品の需要がふえていることは確かでしょうけれども、そのためにだけにこの法律を改正する必要があったのかというのは、ちよつと今の説明では、それで農家の皆さん方が、うん、そうだというふうにはなかなかならないと思うし、JAの皆さん方から、単協ですが、単協の皆さん方から、ぜひこれは推進してくれなという声を聞いたことはありませんで、先日の参考人の質疑でも四人のうち三人が、これはおかしいという陳述をしておりまして、そういう意味でもいま一つ納得できないところがありますが、少し具体的に聞いていきたいというふうに思います。

まずは、年間販売計画についてですが、結局、過度な市場化と言つてもいいんだと思うんですが、イギリスがかつてそれをやって、いわゆるミルクマーケティングボード、MMB、何かいかがわしい名前ですが、MMBというところが結果、解体をしてしまつたわけですね。

こうしたことを見ても、いわゆる補給金の要件として、年間販売計画を提出する、一定の基準に適合すると認めた場合、交付対象数量を通知する、対象数量は需給状況を考慮して加工原料乳の上限を算出する、通知を受けた事業者は事業の実績、経費を報告するというふうになっているんですが、現行制度では、国が全体の交付数量というものを示して、そして、飲用向けあるいは加工向けという調整は指定団体の方がやっていたわけですね。

ですから、今度はそれを全部国がやるような仕組みにある意味で変わるわけですが、全部ではありませんが、そのときの、一定基準というふうになつてはいるんですが、一定基準というのが余り明らかではありません。それから、需給状況というのはどういうふうに通断するのかわからないことも余り明らかではありません。

だから、そういう状況のまま法が施行されるといふことは、酪農家の皆さん方にとっては大変不安になつてしまふというふうに通断するんですが、法の施行前にぜひこの判断基準、判断要件というものを明らかにする必要があるというふうに通断するんですが、これについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

今先生からお話ございましたとおり、本法案では、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとするために、事業者に対しまして、月別、用途別の販売予定数量等を記載した年間販売計画の提出を義務づけまして、農林水産省令で定める基準に適合するものであると認められる場合には交付対象数量を通知するということとしております。

その具体的な基準といたしましては、年間を通じて用途別の需要に基づく安定取引であること、生産者補給金の交付業務を適正に行へること、用途別取引を行っていることを定めることを考えてございます。

この中で、例えば年間を通じて用途別の需要に基づく安定取引とならない場合として、具体的に、短期間のみの乳製品向け販売をするような場合ですとか、集送乳に当たつて生乳の品質が適切に確保できていないような場合、こういう場合を念頭に置いてございますけれども、法案成立後、省令を定めるに当たりまして、関係者の方々とも調整の上、できるだけ速やかに定めていきたいというふうに通断してございます。

○佐々木(隆)委員 それは説明に書いてあるのと何も変わらないわけ、もう少し、その一定の基準というのは何をもつて基準としているのか、需給状況の変化というの、どの程度の変化、どういふ変化というものを需給状況の変化というふうに通断しようとしているのか、何か全然何もないままそれを決めたわけではないと思うんですね。

一定基準というんですから何らかの基準というものはあるはずなんです、それも全く今ないまま法の施行に入らうとしているんじゃないか。もう少し詳しく聞かせてください。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

ポイントとしては、年間を通じて用途別の需要に基づく安定的な取引であることというところだろつと思ひます。先ほど申し上げましたとおり、ごく短期間のみに乳製品向けの販売をするような場合ですとかそういう場合には、当然ながら安定的な取引になりませんので、そこはちゃんと年間を通じて、用途別に、月別に計画をきちつとつづけていただくということでございます。

あとは、その需要の変動というものをどういふふうに見ていくかということについては、これからまた関係者とも調整の上、決めていきたいというふうに通断してございます。

○佐々木(隆)委員 年間計画を出すのは、ある種

当たり前といへば当たり前でしょう、今度の制度の中では、そのときの、例えば変動で三〇%だなどという話がいつかどこかで出ていましたけれども、酪農家にとつて三〇%も上下したらそれは死活問題でありますので、もう少しやはりきちつとした制度をできるだけ早く、今では不十分です、不十分ですが、できるだけ早く酪農家の皆さん方に示してあげなければいけないというふうに通断してございます。

それともう一つ、現行制度でも、地域内全ての生乳生産者が直接、間接に加入できる、員外利用は制限されないというふうになっているわけですね。ですから、これで十分だったのではないかと通断して思ひますが、これでは何が足りなかつたんでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと御質問の趣旨を十分にあらわしているかわかりませんが、今回の改正の一つのポイント、やはり需要の変化に対応して酪農家が創意工夫を生かせるような環境の整備をしていきたいということ、現在、指定団体のみを通じてしか補給金が出ないということを、それ以外の方でも計画的に加工向けに仕向ける場合には、そこに補給金を出していくということでございます。

そういう意味からすると、先ほど先生おっしゃつた員外利用というのは指定団体、農協の世界でございますので、必ずしも指定団体を通すだけじゃない、そういう創意工夫のあり方、そういう加工のあり方、そういうものに対しても推進をしていきたいという趣旨でございます。

○佐々木(隆)委員 農協の員外と、それから全体の員外とは必ずしも違つという判断にはならないわけ、いずれにしても員外は員外ですから。

ちよつとこの後、部分委託についてお伺ひしたいんですが、私は、今回の改正の一番隠れた問題点は、要するに、新規に入つてこられる事業者の皆さん方が買い取り方式で入つてくるということに実は大変な問題があるんだというふうに通断して思ひます。

今までは、指定団体に全量委託ですから、そこで全体数も掌握ができたし、中での調整もきいた。ところが、今度は、新規に参入してくる方は買い取りで入ってきますから、どこにどういうふうに戻したかということも掌握すること自体、その後聞きますけれども、大変難しい話になると思うんです。

流用が全くないのか、防げるのかということについても、非常に不安があるのは、わずか三％だということには言われても、これが将来どうなるかわからぬわけですし、このところにしつかりとした規制をきちっと加えないと、この制度自体が壊れてしまうことになると思うんですね。

そこを前提にしてお伺いをしたいんですが、部分委託についてありますが、現行制度ではいわゆる原則全量委託というふうになっていて、事業者は委託または売り渡しの申し出を拒んではならないというふうになっていて、「正当な理由がある場合を除き」という条件がついておりますので、逆に言うと、この理由が確定できない限り自由になるということも意味しているわけであります。

いわゆるいいところ取りと言われているものがどこまで排除できるのかということが非常に大きな問題でありますので、いわゆる正当な理由というものがあるかどうかで徹底できるのか、ここを明らかにしていただきたいと思えます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初に、買い取りの關係でございますけれども、現状は、先ほどイギリスのMMBのお話がございましたが、イギリスの場合は、全てMMBに対して渡さないとけないという義務がかかっておりまして、日本の場合は、全て指定団体に生乳を渡さないとけないという義務はございませんので、今の制度というのは、加工に対して補給金を出す、それを指定団体を經由させるということによつて、ある意味、指定団体に集めていくという思想でございます。逆に言いますと、三％の方々は、我々は全く掌握ができていないという状況でございます。

況ですし、それがここ近年増加しているという状況でございます。

今回、そういう方々が、ちゃんと年間の計画をきちっとつくっていただいて、加工も取り組んでいたとすれば、一つには、特に不需要期の廉価販売等を加工の方に仕向けることができますし、計画もさることながら、後の実績報告とかそういうことによつて私どもも掌握ができるということになりますので、そういう面も一つの改正のポイントだろうと思っております。

その上で、正当な理由でございますけれども、改正法案では、指定事業者が生乳取引を拒むことができる正当な理由というのを省令で定めることにしております。

この十条一項二号の、委託または売り渡し年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合とこのを例示いたしまして、具体的、今考えていることといたしましては、夏場に減少して冬場に増加するという生乳生産の季節変動を越えまして委託または買い取りの申し出の数量が変動する取引である場合、あと、例えば年末年始のみ指定事業者へ委託等を行うような短期的な取引であるような場合、あと、例えば自分の生乳は飲用向けだけに売ってほしいとか、そのような特定の用途仕向けへの販売を条件とするような場合、あと、生乳の品質が指定事業者が定めます統一基準を満たさないようなものである場合、あと、生産した生乳のうち売れ残ったものを持ち込むような取引を求められる場合には、生乳受託販売を拒否することができるとしたいというふうな考えてございまして、法案成立後に、関係者の方々ともさらに調整の上、できるだけ速やかに定めていきたいというふうな考えてございます。

○佐々木(隆)委員 こどもある意味で政省令任せみたいになっていて、不明な点の一つであります。

季節変動の話とかが出ましたけれども、先ほど一番最初にお答えをいただいた、加工原料乳がふえている、消費がふえているからそういうものにも対応したいといった話と、この季節変動があるもので、そのところを新規事業者も加工に入りたいという話が何か妙に符合してしまうものですか、余計少し無理があるのではないかとこのふう

に思わざるを得ないわけでありまして。

先ほど申し上げたように、そうした季節変動とか特定用途、今でも、部分委託という中では、一部、六次化だとかそういう意味で、既にそういうのは行われているわけでありまして、そこにいわゆる今度は買い取りの皆さんが入ってきて、季節変動とかあるいは特定用途、たかといふものが、一体どこまでそれが掌握できるのかという話は、項目としてはわかりませんが、何かもう少しちゃんとした基準がなければ、ここをちゃんと制限できるのかということ、項目としてはわかりませんが、しかし、もう少し具体的にこれをしていただかないと、それは取引をする農家の皆さん方は安心できないと思えますので、もう一度お願いいたします。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

申しわけございません。ちよつと説明が悪かったかもしれませんが、まず、部分委託というものに関して言いますと、これはまさに部分の委託でございますので、例えば買い取りをする事業者の方にはそういう概念というのではないと思

ます。

それで、部分委託というものが問題になりますのは、今の指定団体が、これは法律的にそういうことはできませんし、また、強制をいたしますと当然独禁法違反になるんですけれども、生産局長が示しております契約の例で、一応、全量の委託というのが書いてございまして、それをもとに各指定団体が農家との契約を全量委託という形でやっております、これが事実上全て適用されているという状況になってございます。

そこについては、先日参考人の方もおっしゃっておりましてけれども、さつき先生がおっしゃったとおり、三トンとか、その部分委託的なものはございましてけれども、それが非常に制限的である

ということ、そこを緩和する声というのは、指定団体の中の方々の話が部分委託の話でございます。

だから、買い取りをされる方というのは、そういう部分委託という問題が買い取りの事業者の中で起こることではないというふうにならず理解をしております。

そういう意味で、指定団体は、指定団体といいますが、法制的には指定団体を代表とする指定事業者ですね、集送乳調整金をもらう方々、そういう方々は受託を拒んではいけないということにしてございまして、それが何でもかんでもいいということであれば、当然ながら、不公平感とかいいて取りだとか、そういう話になってくるので、そこについては、正当な理由がある場合には拒否することができるということにしようとしていっていることとでございます。

○佐々木(隆)委員 いや、そうではなくて、今まで買い取りをしていた人々も、今度は指定団体になる、取引相手になるわけですよ。だから、そのときに同じようなシステムで入ってきた場合に別な問題が起きないかということを申し上げているんですが、ほかにもちよつと質問したいので、そこはもう少し検討いただきたいというふうに思います。

集送乳の調整金について、こども一定の基準というふうになっているんですが、こどもいわゆるブル乳価と言われているもので調整されてきたんですけれども、こども一定の基準というふうになつていて、これもいわゆる新規参入をされる皆さん方が、本当にこれを守つていただけるためのある種の制限として一定の基準というものを保持しているんだというふうな思いますが、これもそういう場合でも大丈夫だという仕組みになっているのかどうかということに少しまだ明らかでない点がありますので、この点についてお願いいたします。

○枝元政府参考人 集送乳調整金を受け取る指定事業者の要件でございますけれども、十条一項四

号において、その業務規程で、集送乳に係る経費の算定方法等が農林水産省令で定める基準に従い定められていることというのを要件としてございます。

この基準は、農業競争力の強化プログラムにも記載されてございますけれども、この集送乳調整金というのは、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳されて、不利な生産条件を補えるという集送乳調整金の趣旨がちゃんと果たされるように基準を定めようということが必要だというふうに考へてございますので、具体的に申し上げますと、集送乳経費がかさむ地域の生産者の負担について、その経費が少ない地域の生産者が一定程度負担するような仕組み……(佐々木(隆)委員)そうではなくて、新規に入ってくる人たちがちゃんと守られる仕組みになっているかと呼ぶ)新規に入ってくる方々も、こういういわゆるプール処理がされるということではないと指定されないということでございます。

○佐々木(隆)委員 ですから、この人たちが全量委託で入ってくるのなら余り問題は起きないんですが、買い取りで入ってきたときにはそこが曖昧になっちゃうわけですよ。どこに流してもよくわからないということになっちゃうので、それで一定の基準などというだけでは誰も安心できませんよということをおし上げていられるので、そこはさらに示していただきたいというふうに思っています。

済みません、時間がなくなってきたので、国がこれ全体を指導助言、評価をしなければいけないということになっていますので、ここについて本当は決意を聞きたかったんですが、ちよつともう一つどうしても聞きたいところがありますので、時間がなくなってきましたので、お伺いします。

それは、第二次安倍内閣になってから、農政の基本であります農業基本法や今回例えば酪肉近計画というのが農水の柱となつてあるわけでありますが、ところが、それよりも農林水産・地域の活力創造本部だとか規制改革会議だとかの農政

が何か農政の中心になつていような気がして、大変疑問というよりは大変憤りを持つております。

そこで、あえて酪肉近計画では、法人経営でなく家族経営についても継続的な強化を図ることが重要というふうに書いてあります。大型化だけを指してきたこの酪農、あるいは肉牛もそうですけれども、これは私は限界にある程度来ているんだというふうに思ふんです。ですから、国産飼料の生産、利用拡大とか、あるいは放牧酪農とかも含めて、家族の経営というものがちゃんと成り立つ仕組みというものをむしろこれからは考へていかなければならないのではないかというふうに思っています。

具体などところは少し参考人にもお伺いしたいんですが、大臣にまず酪農振興の将来展望みたいなものを、酪肉近計画をつくられた立場で、ぜひこのところを聞かせていただきたいのと、時間がありません、参考人の皆さん方に、ぜひ、この中で、私は、酪農の家族経営が成り立つような所得補償とか、あるいはヘルパー制度は今大変酪農家の皆さん方にとって、特に家族経営の皆さん方にとっては必須であります。これらのこれからの展開についてぜひお伺いをしたいと思いますので、よろしく願います。

○山本(有)国務大臣 酪農における家族経営の割合は現在九五%でございますし、各農家の分類的に女性が参画している一番多いのも酪農経営でございます。その意味における家族経営の重要さというの十分これから位置づけて認識していかなきやならぬ特徴だというふうに思っております。

国民への新鮮な飲用牛乳の供給を担う、多様な消費者ニーズに対応した乳製品生産を支えていただく、また、地域の基幹的な産業としての地域経済社会の維持に重要な役割というように、酪農家の皆さんは頑張つておいでます。

こういう大規模経営に限らず、家族経営におきましても生産性の向上を図り、生乳生産を拡大し

ていくということは重要でございます。いわゆる酪肉近、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針におきましても、「法人経営、家族経営が共に地域の担い手として発展することを目指す」というように、委員御指摘のように書かれてあるわけでございます。

今後、農林水産省では、搾乳ロボットや自動給餌機など省力化機械の導入支援、あるいは酪農ヘルパー、コントラクター、TMRセンターといった外部支援組織の育成強化に対する支援などによりまして労働負担を軽減して、家族経営も十分効率化し、さらに永續できるような取り組みを推進しております。

今後とも、多様な経営体が主体性と創意工夫を発揮しながらその経営を進展させることができるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○大野政府参考人 所得補償と酪農ヘルパーについてお答え申し上げます。

まず、酪農の経営安定対策でございますけれども、乳製品向けに補給金を交付いたします加工原料乳生産者補給金制度、それから乳製品向け乳価の下落に備えます加工原料乳生産者経営安定対策事業、いわゆるナラシでございます。それから、飼料作付面積に応じて交付金を交付します飼料生産型酪農経営支援事業、こういった施策によりまして、家族経営を含めた酪農経営の安定を図っているところでございます。

こうした中で、最近五年間の酪農におきます家族経営の所得を見ますと、全国ベースで一戸当たり六百万から七百万で推移しており、このところちよつと、御案内のように、増加傾向でございますので、二十七年には九百万、こういうことになっております。

私どもとしまして、所得補償というよりは、これらの経営安定対策を通じて、家族経営が主体性と創意工夫を発揮しながら経営を維持発展していかれることができるように必要な対策を図つてまいりたいと考えております。

それから、酪農ヘルパーの件でございますけれども、酪農家の戸数の減少に伴い、酪農家一戸当たりのヘルパー要員数が増加しております。ただ、酪農家の方のライフスタイルの変化とか高齢化に伴う傷病時利用の増加によりまして、酪農ヘルパー一人当たりの出役回数、これも増加傾向で推移しているところです。

このために、平成二十九年年度、今年度から、ヘルパー事業におきまして学生インターンシップを創設させていただきまして、地域の人材にとどまらず、都市部も含めて要員確保が図られるような、こういった取り組みですとか、就業前に業務を体験する、このことでミスマッチの少ない雇用を図る。

あるいは、ヘルパー要員の育成に関する支援につきましても、非農家出身者の方の増加とか、多様化、高度化する飼養形態に対応できるように研修の支援期間を一年から二年に延長する、また補助金の上限単価も引き上げる、こういった支援内容を拡充させていただいております。

今後とも、酪農現場におきます需要に対応できますように、地域の関係の方々と連携しながら取り組んでまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 済みません。時間がありますので、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、小山展弘君。

○小山委員 おはようございます。民進党の小山展弘です。

それでは、質問をさせていただきますと思います。佐々木委員からの今の質疑にもありましたけれども、先週からかなり充実した審議が行われていると思ひまして、先日の参考人質疑も、非常にいろいろな意見がいろいろな角度からなされたのではないかなと思ひますが、それでもなお、特に生産者の方、あるいは今の団体の現場でお勤めの方、この点をもう少し、細かいけれども明らか

にしてほしい、こういう御意見や、あるいは自分自身もそう考えるところがありまして、ちよつと細かいようなことをお尋ねするかもしれないませんが、ぜひお願いしたいと思っております。

最初に、年間販売計画について、あるいは実績確認ということについてお尋ねしたいと思うんですけれども、今、佐々木議員からの質問にもありましたけれども、国は、補給金交付を受ける団体や業者に対して年間販売計画の提出を求めて、その計画が用途別、あと月別でということ、今、枝元局長からも答弁がありましたけれども、安定取引であるかどうかということはこの計画を見て補給金の交付を検討していく、そして国が需給調整ということにある程度責任を持つんだということだと思っております。

しかしながら、参考人の意見にもありましたけれども、出した販売計画と実績が当然ずれてくることも考えられるわけですが、国の方も、実績もまた、補給金を受けた団体、組織、株式会社は提出をするということになっているんです。が、どのように実績確認をしていくのかということをもう少し明確にしていきたいと思っております。

第五条の八項で、省令で定めるところにより実績や経費を報告するとなっておりますけれども、どういう省令を定める予定であるのか、あるいは実績確認のポイント、どういう点で実績を確認していくのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。
改正法案におきましては、補給金の対象となります加工原料乳数量を認定するに当たりますので、その確認をしていくことになりまして、けれども、やり方としては、毎月、年間の販売計画を提出いただいた事業者から、乳業工場に搬入された生乳の実績、あと乳業工場におきます用途別の使用実績、乳業工場から出荷された乳製品の製造実績等について報告をいただくこととしております。その報告の整合性があるかどうかというのを

突合、検証し、その上で、認定ということになりますと、四半期ごとに加工原料乳数量の認定を行う、そういう仕組みを考えてございます。

○小山委員 局長に更間いであつて確認をさせていた、だいたいと思うんですが、実績を出して、もしも仮に、もともと当初出していた販売計画と実績が著しく異なっている、こういうケースが出てきた場合には、四半期ごとに実績と計画を確認していくということがありましたが、指定そのものについても、指定に値するかどうか、指定取り消しといったようなことも検討すべきだと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず年間販売計画を、実績を確認いたしますけれども、飲用牛乳ですとか乳製品の需給動向に応じて、実際の加工原料乳に仕向けている量を、当然変動が生まれますので、計画より少ないのであれば交付対象数量を削減するということになりまして、計画より多いのであれば交付対象数量を増加するというようなことを考えているところでございます。

それが極端に少ない場合どうするかというのは一つの課題で、前回もいろいろ御指摘をいただきましたけれども、補給金そのものは生産者に行く部分でございまして、加工に回った部分についてはちゃんと生産者にお支払いをするということだろうと思えますけれども、例えば、先ほど指定とおっしゃいましたが、補給金の対象とするような事業者であるかどうかというのを次の年以降どうするかということについては、前回もいただいた御指摘も踏まえて、これから検討していきたいというふうに考えてございます。

○小山委員 いろいろなことが、今想像できないようなことも、想定できないようなことも考えられますけれども、かなり今回自由化するというところになっていくかと思えますので、やはり性悪説にも立っているようなことを考えていかなきゃいけないと思えます。大きく計画と乖離する場合に

は、やはり指定の取り消しといったことも含めて、そうしないと、需給動向、需給調整ということとを国が責任を持つということになるわけですから、この需給調整の意図というものを徹底する意味でも、余りにも乖離が生じる事業者に対しては指定の取り消しということも私は検討すべきだと思っておりますし、ぜひその方向でこれからも検討を進めていただきたいと思います。

それと、先ほどもちよつと不需要期の話がございましたけれども、年間販売計画について、今もお話がありましたが、月別、用途別で計画を検討していくということでもございました。

この不需要期、ゴールデンウィーク、夏休み、特に年末年始ですね、冬場で、たださえ牛乳の飲用乳としての需要が少ない、こういうようなときに、しかも学校が冬休みに入る。例えば十二月を例にとつてみますと、同じ月の中でも、学校が休みに入る後半の十二月二十日以降はほとんど加工に回して、前半の方は飲用に回す。同じ月内でも、不需要期に当たって、制度の趣旨を踏まえずに、ある意味、制度を利用する、悪く言えば悪用に近いような形の利用をする、こういうことも考えられようかと思っております。特に飲用の方でも、販売をしたりとか、需給が崩れるようなことをやりかねない。

ですから、私は、三百六十五日全て日々管理をするというのは、これは大変な手間がかかりまして、難しいですけれども、しかし、不需要期については、週単位であるとかあるいは一日単位のこういった実績確認も必要じゃないかなと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 今回の制度改正におきまして、乳業者との契約書の写しが添付された年間販売計画を提出していただくことになっております。交付対象数量を通知した上で、実績を確認して補給金を生産者に支払うという形をとります。事業者と乳業者との取引価格にこれを左右されるものではないと思えます。また、今回の制度改正によりまして、これまで

補給金をもらえないために、飲用向け一辺倒で、年末年始などの飲用不需要期に廉価で販売せざるを得なかった者を乳製品向けにも販売する方向に誘導できるものというように考えております。なお、今回の制度改正におきましては、生産者に対する事業者の説明責任が果たされますように、改正法案第五条第八項及び第九条第三項及び第四項に基づきまして、対象事業者から農林水産大臣及び生産者に対して、価格や数量といった販売実績や販売コスト等の報告を義務づけることとしたところでございます。

そのようなことにおいて、御指摘の販売を行う事業者というものは排除されていくだろうというように考えるところでございます。

○小山委員 今、多分、大臣の答弁は、次にお尋ねするところをお答えいただいたんじゃないかと思えます。

確かに、不当販売も、販売を許せば酪農家の所得も下がってしまいますから、酪農経営の安定を図ることを目的とした本法律の趣旨と異なることになってしまふ。ですから、販売についても、実績を確認して、程度が甚だしい場合については、例えば提出計画よりも二割も三割も安く売るといような場合には、やはりこれも指定取り消しの検討対象にすべきじゃないか。

価格もちゃんと、これは計画も実績も確認をしていただきたということ、次に御質問しようと思っておりましたものから、今御答弁いただきましたので、ぜひここは価格のこともしっかりと見ていただきたと思っておりますし、販売はやはり許してはいけな、需給調整全体も崩れちゃいけないと思いますので、それはお願いいたしますし、ありがとうございます。
今申し上げたのは、不需要期の日々管理とか週単位で、この辺のところについては、月単位ではなくても少し細かく、これは大臣でなくても結構ですけれども、実績確認をしていくべきじゃないかということであつたんですけれども、いかがでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

二点、側面があると思います。

一つは、そういう計画を認めるかどうかということについては、これからの検討ではございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、本年に年末年始だけしかつくりたくないとか、そういうのは安定的な取引ではないだろうということで、そういうのはやはり認めるべきではないんじゃないかというふうに考えています。

では、その後どういうふうに進捗を確認するかということでございますけれども、当然ながら、先ほど申し上げたような、月ごとに事業者、乳業等々からさまざまな情報をもろうということになりますけれども、一般的に、生乳取引というのは月単位で生産する状況でございますし、実際の生乳生産の動向ですとか、日々の需要とか、販売の予測とか、貯乳タンクですとか、ラインの稼働状況とか、そういうことで、さまざま調整した結果を取りまとめて月ごとに確定するというのが通常でございます。

そういうことからいたしますと、やはり実績の確認がきちっとできるのは月単位であろうというふうに考えているところでございます。

○小山委員 余りこのところで時間を使ってもいけないんですけれども、基本的には月単位というところだと思います、それは局長のおっしゃるところです。

ただ、この不需要期については、先ほど申し上げましたのは、特に年末年始なんかは、学校が休みなどのときには余り使わずに、学校が休みじゃないときに回すというようなことも、同じ月の中でも著しく使い方を覚えてしまおうというようなこともあろうかと思うんですね。

ですから、基本的には、全体、月単位でチェックをしていく、それは毎日毎日とやったら変動も大きいんですし、これはマンパワーもたくさんかかってしまいますので、ですけれども、こういった不需要期については、抜き打ち、金融検査なんか、山本大臣は金融大臣でしたから、毎月毎月

定期的な検査のほかに抜き打ち的な検査もやりま

すね。
だから、こういったことも含めて、不需要期については少しきめ細かく管理をすべきではないか、週単位とか日にち単位、特に年末年始ですね、ゴールデンウィークとか夏休みなんかは週単位なんかも必要じゃないかというような問いなんですけれども、どうでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

性善説と言われるかもしれませんが、基本的にやはり乳業も急に持つてこられても困るわけなので、そういう意味からすると、一定の契約に基づいてやっているとございまして、それが年間安定的にやられていていただければ、きちつと加工の方に回していただければ、そこに補給金を出さんだろう。それをチェックするのは、実務的なことも含めてやはり月単位というのが基本ではないかというふうに思っているところでございます。

○小山委員 今、性善説にという、必ずしも、もちろん性悪説ばかりに立つていても制度が成り立たなくなってしまうとは思いますが、性悪説的な考え方も含めて、ぜひ両面からこれからの検討を進めていただきたいということを御要望申し上げます。

それと、これも確認ですけれども、今大臣からもお話もございましたが、飲用乳の価格と加工乳の価格というのは連動、影響し合います。販売計画の提出に当たっては、用途別ということの提出を求めるということですので、今から私が申し上げることも既に入っているのかもしれないけれども、あえて確認させていただきたいと思いが、飲用向けの取引についてもこれはしっかりと計画を提出させて、取引の全体像を把握していく、そしてまた価格についてもしっかりと把握をしていく、こういうことで確認をしたいと思いが、いかがでしょうか。

○枝元政府参考人 おっしゃるとおりでございます。

○小山委員 それでは、次は大臣に伺いたいと思

います。
先日の参考人質疑の際に、参考人の意見にもございましたけれども、A L I Cによる調整保管の発動といったことがこれから行えるということになつていきますけれども、このA L I Cの調整保管の発動基準について、やはり、どういう場合に発動されるのかということについてもっと明確に知りたいというような声もあるんですけれども、これについては、基準はどのように考えていきますでしょうか。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、生乳の需給というのは、天候、あるいは景気、あるいはブーム、ヒット商品の出現等、さまざまな要因の影響を受けるわけでございます。その時々需給状況を踏まえながら、柔軟に対応することが不可欠であると考えております。このために、農畜産業振興機構が畜産業振興事業として実施しています調整保管、その時々需給状況に対応できるように、具体的な発動基準をむしろ逆に定めていなければならない形で柔軟性あるいは即応性、これを持っているわけでございます。

この農畜産業振興機構による調整保管というのは、これまで六回発動されております。例えば、昭和五十四年に生乳生産が過剰となったことを背景にしまして、五十五年にバター、脱脂粉乳の価格が下落いたしました。この場合に発動いたしました。また、平成五年度の冷夏による牛乳消費の低下、これを背景といたしまして、平成六年のバターの在庫量が消費量の七カ月分を上回ったときがございました。こういうときにも発動いたしました。

さまざまな要因に柔軟に対応して発動する、価格と需給の安定を図るという目的のためにこの制度を持つていくという認識でございます。

今後とも、生乳や乳製品の価格、また、その時点の需給の動向等を総合的に判断しまして、酪農家の経営の安定を図る観点から、柔軟に実施するということが適当だというように考えているところ

でございます。

○小山委員 今までの法定の調整保管の制度はございましたけれども、少なくともそれは一つの基準になり得るんじゃないか。それよりもさらに踏み込んで、もっと機動的に対応していくといううな我々の理解でよろしいんじゃないか。

○山本(有)国務大臣 あえて申し上げるならば、発動基準として、メルクマールとして採用する数字を挙げれば、指定乳製品の価格が直近三年間の平均価格を八%下回るといふようなところ、あるいは、在庫が消費量の七カ月分を上回り三カ月以上の継続の見込みといううな、そういうことが考えられるかもしれないが、確実にこの基準というわけではございません。

○小山委員 ぜひ、需給調整に向けて機動的に対応していただきたいと思います。もちろん、こういうものが発動されずに所得が安定していつて需給も安定するというのが一番望ましい姿だと思っておりますけれども、デフレもおさまったといううなことを総理もお話しになっていても、なかなかこのデフレ状況から脱していない。今回も物価の下落ということもあって、なかなかやはり、この日本経済の構造的な要因というもの、これからは続くと思っておりますので、ぜひ、酪農家の方々が希望を持てるような機動的な対応を、発動されないのでももちろん一番いいんですけれども、お願いしていききたいと思っております。

次に、これも佐々木先生からお話ございましたが、集送乳調整金のことについてお尋ねしていききたいと思いが。

法律に今回書かれてある要件では、経費のかさむ地域を含む都道府県単位以上の区域内で集乳を拒否しない、それから、集送乳経費の算定方法を基準に従い規定する、こういった条件が提示をされております。

しかし、これでやっていますよといながら、実際に集乳をしているところでは、例えば大型トラックで行けるところだけをやっていて、どういう背景かはともかく、本当に細かい、小型トラッ

クで行かなきゃいけない本当の条件不利地のよう
なところには実際の実績として行っていない、こ
ういふ団体も集送乳調整金をもらえちゃうとい
うことになってしまうと思ひます。

ですから、むしろ私は、今後省令や政令で定め
ていくときに、そういう小型トラックでもう本
当に集送乳の条件不利地にもちゃんとやっている実
績のある団体にこそ、この調整金の交付を行つて
いく、こういうことが必要ではないかと思ひてお
りますけれども、いかがでしょうか。

○細田大臣政務官　ありがとうございます。

今先生から御指摘がございましたとおり、集送
乳調整金の交付を受ける指定事業者の指定につ
いて、本法案においては、定款等で、正当な理由な
く一または二以上の都道府県の区域において生乳
の委託または売り渡しの申し出を拒んではならな
い旨が定められている、業務規程において、集送
乳に係る経費の算定方法等が基準に基づき定めら
れている等の要件を満たす事業者を、その申請に
よりまして指定事業者と指定した上で、加工原料
乳を対象に補給金とあわせて集送乳調整金を交付
するというところとしておられます。

もちろん、指定に当たっては、例えば集送網を
十分に確保できているかなど、当該事業者の能力
等を十分に確認することとしておられますけれど
も、これは新規参入の場合というのを想定してお
りまして、実績を要件とする場合、事実上新規参
入を阻むということになりますので、先生御指摘
にあるような、実績があるということは要件とし
ておりません。

ただ、当然その指定後に、先ほど来、累次答弁
を申し上げておりますように、いわゆる指導監督
の権限でありますとか、また、必要に応じて立入
検査の権限等がございますので、これは当然のこと
ながら、いわゆる、先ほど申し上げたように、
正当な理由なく拒否してはいないか等々を含めて、
私どもの方できちんと拝見をさせていただくとい
うことになるのか、こういうふうにお考えされてお
ります。

○小山委員　確かに、新規参入の際に、実績がな
いといつて、昔、そういったことで、ほかの省庁
のこととかかわつた案件がありましたけれども、
文化庁が何かの重要文化財の試験を受けた、だ
れども実績がないから試験を受けちゃいけない
と。いや、資格がないから実績がないのであつ
て、これはひどいんじゃないかというふうなことが、
信じられないような話がありまして、これは
自分の一期目のときですけれども。

ですから、それは確かに政務官のおっしゃると
おりですけれども、認可を受けた後、やはり実績
の確認というのは、私も性悪説に立ち過ぎてきよ
うは発言をしているかもしれないけれども、そ
こは行つていっていただきたいなというふう
に思つております。

それと、従来、これまでは、この集送乳合理化
や用途別の需給の安定とか、あるいは公正な取引
の確保といった、さまざまな局長通知や政省令と
いったものがございました。

特に、この集送乳についても、今までは、いわ
ゆる今までの指定団体に対して、なるべく合理化
を図つていくようにということで局長通知なんか
も出てきていたところがあつたかと思ひますし、
ここは、合理化は合理化で、できる限り、集乳を
していくに当たっては、ルート、こういったところ
もコストがかからないようにというふうな努力
もしてきたと伺つております。また、こういった
合理化の努力というのは、一方で、現行指定団体
にとつて、もつともつとこれは進めていかなけれ
ばいけないという意識を持つていられるところもあ
るようでございます。

ただ、一方で、今までは補給金の中に含まれて
いたものが、集送乳調整金ということで分離する
わけですね。そうしますと、配送業者さんからし
てみますと、集送乳調整金ができただけじゃな
いんですか、だからそんな、合理化という、これはな
かなか時にはつらいような場面もあるかと思ひ
うんですね、配送業者さんにとつては。そうしま
すと、集送乳の調整金があるから、だからそうい

う合理化要求に際しては、いいんじゃないかとい
うようなことも、現場ではそういう事案も発生す
る可能性がないとも言えないんじゃないかと思
うんですけれども、今後もうこういった省令、局長通
知というものはやめていくべきではないか、し
かり合理化をしないといふ。

またこれは、全ての指定団体に対して、集送乳
のことで新規参入はいきなりそういうことは出な
いかもしれませんが、この新規参入の事業
者も含めて、公正な取引確保とか、用途別需給の
安定といったことは守らなければならないことも含
めて、局長通知や省令、政令というものはこれか
らやめていくべきだと思ひますが、いかがでしょ
うか。

○山本（有）国務大臣　おっしゃるとおり、農家所
得を高めるためにコストを下げるというふうな観
点がどうしても必要でございますので、今まで省
令や局長通知で定めてきたところでございます。

改正法案におきましても、畜産物の需給の安定
等を通じた畜産経営の安定を図ることを目的にま
ず位置づけられておりますとおりでございますし、補
給金の対象事業者に対しまして、五条、九条で、
事業の実績等につきまして報告することを義務づ
けております。このことによりまして、公正な生
乳取引や集送乳の合理化を図る材料になること
でございます。

今後とも、集送乳の合理化等は酪農家の所得向
上の観点から重要でありますことから、法の趣旨
に従ひまして、指定団体を初め指定事業者等に必
要な省令、通知を定めていくものでございます。

○小山委員　時間も迫つてまいりましたが、もう
一問、どうしてもお尋ねさせていただきたいと思
ひます。

やはり多くの、確かに、酪農家といつてもいろ
いろな方がいらつしやいます。かなり頑張つて
いらつしやう、それはそれで大変自助努力も、こ
れはどうといふことだと思ひますけれども、この
間、参考人の、赤城の麓の、立派にやつていら
しやる、四十年やつていらつしやるような方も

いらつしやれば、そうはいつても、家族経営でそれ
なりに一生懸命頑張つていられる酪農家の方もいら
つしやいます。そういった、全体として今ある多く
の酪農家の方の所得安定や経営継続というものを
考えた際に、私はやはり、今ある、いわゆる今ま
での指定団体だった共販体制、これが崩れていく
ことがないように、また、過当競争のようになつ
てしまつて需給が崩れていくことがないようにし
ていかなければいけないと思ひております。

そういった際に、この指定団体は、需給安定の
取り組みに著しく支障を来す場合とか、指定団体
の方針に著しく反する生産者の方については取引
を拒否できるといふことも、これは一方で、全
て申し出を拒否はできませんといふことは書いてあ
るんですけれども、著しく反する場合には取引を
拒否できるということも、やはりこれはあわせて
省令等で今後明確にしていくべきじゃないかとい
うことも考えます。

これは重複になるかもしれませんが、ある生産
者は、そのまま全量委託で、例えば今、北海道で
ホクレンさんに出している。ホクレンさんで八対
二で、八が加工に回して、二が飲用に回してい
る。ところが、部分委託の方は、では、半分はホ
クレンさんに出しますよ、半分は別の事業者さん
に出しますよと。別の事業者さんのところは九対
一で、九が飲用に回つていっていることになりま
す、今の需給調整全体の恩恵は、全量委託をし
ている人たちの努力の上に成り立っている部分も
結果として出てくるんじゃないか。

そうしますと、部分委託と全量委託のところ
で、部分委託を全部否定するわけではないんです
けれども、余り著しいものが出てきつてしまつと、
かえつて公平の不公平というふうな問題も、済み
ません、時間が少ないのではしよつてしまつて、
出てくるんじゃないかと思ひますが、この点、こ
の指定団体の取引を拒否できるということ、契約
の自由ということも省令に定めるといふことにつ
いてはいかがでしょうか。

○山本（有）国務大臣　公平の不公平があつてはな

らぬというように思います。

軸は全量委託でございます。部分委託は例外と考へております。そして、その人たちが正確にその基準がわかるような正当な理由を省令できつちりと定めて、あらかじめわかるようにしていきたいというように思っております。

○小山委員 ぜひ、今お話しいただいた大臣の趣旨に沿って省令を定めていただきたいと思ひますし、できれば、こういう場合には取引が拒否できるんだというようなことも明確に書いていただければというふうに思っております。

ちょうど時間が参りましたので、ほかにもきょうは、江藤先生からとにかく法案審議に徹底するようにということで、一問だけちよつと別の質問も、きょうは農水の人しか僕は呼んでいませんから、考へてはおりましたんですけれども、またそれは別の機会にお尋ねしたいと思つております。

以上で質問を終わります。

○北村委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民進党の岡本です。

きょうは、畜産経営の安定に関する法律及び独法の農畜産業振興機構法の改正案の審議ということとでありますので、その中でも、まず冒頭は、いわゆる脱脂粉乳の現状について少し聞いていきたいと思います。

きょうの脱脂粉乳の話は、これも資料で一番目ですけれども、そもそのスタートとして、海外から入ってくる脱脂粉乳が、さまざま形態がある中で、きのうも大分話を聞きましたけれども、関税がかなりさまざまあつてややこしい、どういった形が入ってくるかということは、それぞれの事業者さんが工夫をされているということであると思います。

まず、この一枚目の、確認をしていきたいんですけれども、農林水産省の事務方で結構です、今現状で、機構の買入れ価格、機構の売り渡し価格、これは入札で決まっているということとありますが、おおよそ、大体幾らぐらい、こういうような状況でしょうか。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

直近の数字でございますが、A L I Cによります需要者への脱脂粉乳の売り渡し価格、二十九年、ことしの二月で七百三十三円、三月で七百三十三円、こういうふうになっております。

○岡本(充)委員 これはキロ当たりということではないですか。もう一回ちよつと確認、いいですね、キロ当たりですね。

価格がこうやつて決まる中で、このマークアップ分の輸入差額が、いわゆる畜産をやっている皆さん方のところに対するさまざまなお金に、補給金なりになっている、こういう仕組みでよろしいですか。うなずかれて、いいですね。

その上で、こういう形をやっている、いわゆる民間取引の脱脂粉乳の輸入の形態がある一方で、この真ん中、これがちよつとよくわからなくて、無税で入ってくる脱脂粉乳がある。つまり、先ほどお話をしたマークアップ分も関税もかからないという意味でありますから、これについてはどういった使途で、どういう規模感で使われているのか、お答えいただけますか。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の関税割り当て制度でございますが、これはW T O ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくものでございまして、例えば、学校等給食用脱脂粉乳で七千二百六十四トン、それから以外で、飼料用で七万三千三百九十トン、脱脂粉乳についてはこの二つでございまして、済みません、あと沖縄用が千五百八十二トンございまして、以上でございます。

○岡本(充)委員 餌用というのはわかるんですが、きょうは、その中でも、できるだけ国産を使つていってほしいか、そういう趣旨で少し聞いていきたいと思つていますが、大臣、どうでしょう、脱脂粉乳の今の状況、少し後で事務方からフォローしていただいても結構ですけれども、その前に、では事務方に聞きましょうか。今、脱脂粉乳の在庫、国産の在庫というのはどの

くらいある、そういう理解でしょうか。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

脱脂粉乳の国内の在庫量でございますけれども、平成二十八年度末時点で四万八千二百トンとなつておりまして、うち国産が四万四千六百トン、こうなっております。

○岡本(充)委員 結構在庫があるものだなと思ひました。もちも、数年もつということとありますから、先を見据えて安定的に確保しておくという考え方もあるでしょうか。

では、国産の需要をもつと高めていく、そういう取り組みをすることについて、大臣、賛成ですか、それとも、価格が安ければ輸入産を使つてもらおう、こういうようなお考えですか、いかがですか。

○山本(有)國務大臣 基本的には、国産を使用しただけだということの基本はございます。

しかしながら、あくまで消費者の皆さんの購買意欲は価格にも当然要因があります。その意味におきまして、国産で賄えない分を輸入に頼るといふ仕組みというのは、私は合理性があるというふうに思つております。

○岡本(充)委員 要するに、価格と、オーダーする商品の品質というか、商品の中身によつてはもちろんそうだとお話しなされたと思ひますね。そのとおりだと思ひます。一方で、可能であれば国産に切りかえていっていただきたい、そういう気持ちはあるでしょうか。

そこで、お伺いしたいのは、今、では実際に大手の取引で二十五キロの脱脂粉乳は幾らで取引をされている、そういう数値を農林水産省はお持ちですか。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

卸売価格でございますが、国産の大口需要者向けで、これは私、今手持ちの数字、キログラム当たりでございますが、七百一円、二十五キロですとこの二十五倍ということでございまして。

○岡本(充)委員 大体、キロ当たり七百一円、こういう話をいただきました。

ここから少しお伺いをしていきたいのは、キロ当たり七百一円ということ、二十五キロ、二十四キロにするとならぬということか、もう一回だけ確認させていただきます。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

一万七千五百二十五円になると思ひます。

○岡本(充)委員 ちよつとこれをもとに少し議論をしていきたいんですね。

では、一体、学校給食用というのは本当に国産にすることができないのか。きょうは文科省と厚労省にもお越しをいただいておりますが、おめぐりいただいて、私がちよつとメモを書いてしまつていますので恐縮でありますけれども、三ページ目、幼稚園等での学校給食脱脂粉乳の供給量の実績。結構使っているな、先ほどのお話ではありませんけれども、結構な数を使っているな、七百五十一トン、こういうことが二十七年年度。

一方で、これは徐々に減つてきているんですが、文部科学省として、この減つてきている要因は何だというふうな理解をしているのか、そしてまた、海外産の脱脂粉乳を使っている理由というのはどういふところにあるとお考えなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

減少してきている理由について、正確な分析というの、大変恐縮ですが、できておりません。一番大きな原因の一つは、児童生徒、幼児等の減少によるところが大きいのではないかと考へております。

また、なぜ使つているかということでございますが、戦後のさまざまな援助の経緯もございまして、現在、この仕組みの中で、非関税で輸入できる枠をいただいている中で給食にも使わせていただいている、そういう経緯があるということを承知しております。

○岡本(充)委員 そのさまざまを調べてくれというのをきのう僕は通告したんですよ。何で使つているのか。要するに、国産に切りかえることが難しい理由は何なのかということをお教へてほし

い、こういうことをお願いしたんですが、それは価格ということではないんですか。先ほどの大臣の話でいうと、価格で相当程度差がある、こういう理解ではないんですか。どうですか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

価格については、私ども、この仕組みの中で、公益財団法人の学校給食研究改善協会、委員からも、先ほど資料に出ていた団体でございすけれども、こちらが輸入をして販売をしている価格が、一キロ当たり単価が三百六十五円ということでございますので、この価格についても一つの大きな理由であると考えます。

○岡本(充)委員 一キロ当たり三百六十五円で売っていますという話は話としてわかりました。では、厚生労働省は、保育園に同じように販売をする団体を、四ページ、児童育成協会、持っています。この児童育成協会、これも若干減つてきてはいるんですが、こつちは桁が大きいですね、保育園ということもあるんでしょう、一千トンを超える脱脂粉乳を提供している。

これはそもそも、一者から随意契約で買っている、これは間違いないですね。

○堀内大臣政務官 はい、間違いないですね。

○岡本(充)委員 そして、その販売価格は、幾らで保育園に卸しているんですか。

○堀内大臣政務官 調べましたところ、二十四キログラム当たり一万九千八百円という数字で輸入させていたというふうにございます。

○岡本(充)委員 ここでやはり不思議が出てくるんですね。

先ほどの話で、三百六十円で学校給食に出しているという、文部科学省は、安いから外国産を使うんだと。先ほどの大臣の話で、一つの理由になるだろうと思っている一方で、厚生労働省が販売しているのは、むしろ高いんですよ。二十四キロで一萬九千八百円。先ほどの一般的な取引は、一萬七千円程度で販売されている。これは、関税もかかって、なおかつ、さっきのマークアップのお金も乗せて、それで一萬七千何ばで売っているも

のがある一方で、厚生労働省は、無税にもかかわらず、一萬九千八百円で保育園に卸している。これはちよつとやはりおかしい話じゃないかと思うんですね。

では、これは一体、どこにその差額のお金が消えているんですか。この財団法人の児童育成協会が無税で安く脱脂粉乳を買ってきて、そして、むしろ市場価格より高い価格で保育園に千トン以上の脱脂粉乳を出しているとなつたら、この差額はおよそ幾らになるんですか、堀内政務官。

○堀内大臣政務官 金額を今計算しているところでございますけれども、理由をいたしましては、厚生労働省におきましては、個包装がございまして、一キロ単位で包装しているという、小分け包装になつております。また一方、配送料も込みということで、販売先が、全国約七千ある保育園に販売している。そういったさまざまな要因があつて、このような値段になつているというふうに向つております。

○岡本(充)委員 これは文科省が来ているから、そんな話をしたら、文科省にもう一回聞いちゃいますよ。

文科省は、そんなトン単位で売っているんですか、学校に。学校は、そんな一校や二校じゃないでしょう。数千の学校に卸しているんじゃないんですか。どうですか、そこは。配送料も入っているでしょう、この価格。

○瀧本政府参考人 失礼いたします。

文科省の場合ですと、先ほどの委員のデータでいうと、幼稚園以外の小中学校、それから一部は特別支援学校や定時制等の高校にも行つておりますが、多数は小中学校でございす。

小中学校については基本的には市町村でございすけれども、各都道府県に、給食用の物資を大量に購入して卸すという、低価格を目指すための給食会といましようか、そういう団体がございすので、ほぼ全ての都道府県については、その団体を通じてかなり大量の量で販売をしているというのが現実、実態でございまして、保育所のよ

うに七千カ所に配送するとか、そういう形にはなつてございせん。

○岡本(充)委員 箇所数はちよつと通告してないから今答えられないんだと思いますが、しかし、そんな一カ所や二カ所じゃないと思いますよ。各都道府県のそれぞれの給食センターに出しているはずですから。

何が言いたいのかと申したら、こういう仕組みになつていけるのを長年ずっと続けていて、大臣、これは農水省からもやはり要請するべきですよ。農水省から要請がないんですよ。国産を使つてくださいということ、枝元局長でも部長でもいいです、農林水産省から要請したことがありません。WT0の枠組みでこれだけの脱脂粉乳を輸入したいという要望を、厚生労働省や文科省から集めてきた情報を得ていますね。得て、学校給食に使つていけるというけれども、これを国産にできないかな、そういう相談をしたことがあるんですかね。

○枝元政府参考人 私が承知している限りはございません。

○岡本(充)委員 ということなんですよ。

先ほどの話で、価格で見ると、計算できましたか。要するに、輸入価格と販売価格との間の差を見ると、かなりの金額のお金が、実際は、非課税にもかかわらず、非課税の枠を使つて安く提供するという言いながら、むしろ高く提供しているという実態を見ると、きのうも私、こういう議論があつたから、ある売り場に行つて、よつ葉のスミミルクを見てきましたよ。二百グラムの非常に小さい小分けになつていまして三百五十円でした。個包装になつて、デパートの地下に売っているものを私は見えましたけれども、それは確かに高いでしよう、小さいものは。ただ、二百グラムだとかて売れるけれども、一定の規模感で使うところはそんな規模では買いませんからね、保育園だつて。

だから、先ほどの理由は理由にならないし、これだけ大きな価格差になる。先ほどの話で、キロ

当たり三百円台で売ることができ学校給食と、保育園はキロ当たり、単純に割り戻したつて八百円を超えるような価格になるということは、ほぼデパートの価格と変わらないような、そんな価格になるようなものがあるのはどうかということなんです。

それを踏まえた上で、そこはぜひ、どういうふうにしていくかも踏まえつつ、一体、幾らの差額があり、そして、これからどういふふうにしていくつもりなのか、まずは政務官に聞いた上で、その後、農水大臣にお話を伺いたいと思います。

○堀内大臣政務官 価格差につきましては、一キロ当たり、文科省の入れていらつしやるお値段と比べまして、四百六十円と計算させていただきました。

これからにつきましては、よく調べさせていただいて、どうしてこのような価格差が、状況の違い、条件の違いはあるにしても、生まれているのか、きちつと調べさせていただきたいと思つております。

○岡本(充)委員 これは、厚労委員会にも私は所属していますから、あした、児童福祉法の改正があつて、質問のチャンスがあれば質問しますので、ちゃんと、通告しておきますので、あしたまでに調べてください。

その上で、大臣、お伺いしたいんですけれども、こういう状況になつていて、千トンを超える脱脂粉乳、しかも、WT0枠とはいえず、枠は七千トン、全然、枠がでかくて、そこまで達していない。もちろん、千トンでも二千トンでも、WT0枠で入つてくることは、それは、貿易相手国にすればメリットかもしれないけれども、我が国の畜産を考えていく上では、やはり国産を、もつと需要をふやしていくという方向にかじを切るべきだということ、これまで要請していないそうであるりますけれども、大臣、どうですか。一度、この二省と協議をしながら、少しでも国産に切りかえていく手だてがないか、相談をしてみなお考えはありませんか。

○山本(有)国務大臣 まず、厚労省の政務官から、この事情について調査し、また検討するということお答えがございました。またさらに、文科省の皆さんも、低価で、低い値段で供給できれば親御さんの負担も軽く済むというような趣旨の御発言もございました。

農林水産省としては、大口需要者、年間購入量五十トン以上の需要者であれば一万七千五百二十五円であるということからしますと、こうした値段以下にできないか、まずは検討をいただきながら、国産の脱脂粉乳の利用について、その中で可能性があるかどうかを見きわめていきたいというように思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、可能性を見きわめるのは農林水産省単独ではできませんから、ちゃんと協議をしていただきたいと思ひますし、もう一つ、最後に、この話でちよつと気になったのが、沖縄の枠があるというんですね。

私、内閣府の沖縄水産部ですかね、ちよつとホームページがあったので見させてもらいました。

何で沖縄だけ脱脂粉乳をWTO枠で入れなきゃいけないのか。いや、入れるのなら、中途半端な、三百トンですか、三百トン程度の数字ではなくて、広く沖縄に供給をする。いや、ほかの仕組みであるんですよ、それは。沖縄のさまざまな離島の要因に勘案して若干価格が違うもの、例えば揮発油とかでもあったと思いますが、こうしたものと比較して、何か三百トンというのが中途半端です、いや、そうでなくて、本土並みにもう生乳も供給ができるんだ、飲用も供給ができるんだというのであれば、これはやはりそろえていく話だと思ひます。

ちなみに、その内閣府のホームページを見る限りでは、乳牛の分布と牛乳工場の紹介というのが、沖縄県内のがずっと並んでいます。宮古島市や石垣市なども含めて、沖縄のさらに離島でもこうした乳牛の飼養頭数が一定程度いて、そして牛乳工場もある、こういう紹介がなされているわけ

でありまして、そもそも、こうした過去のいろいろな政策を引きずっているということではあるのかと思ひますが、これを機会に少し整理をしてみてはいかがかと思うんですが、そこら辺はどうでしょう。

○枝元政府参考人 経緯と現状等について御説明いたします。

まず、沖縄への脱脂粉乳は、一九七二年、沖縄返還の際に輸入割り当てとして設定されまして、これはもう、まさに沖縄の方々の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄向けの還元乳製造、要は牛乳がわりということでございますし、乳児等の粉ミルク用ということで脱脂粉乳を輸入してございました。

あと、その後の、今、関税割り当てになった経過というのは、UR合意におきまして脱脂粉乳も関税化された際に、そのUR合意におきまして、基準年、一九八六年から八八年の平均の脱脂粉乳の輸入アクセス機会を維持するということが義務づけられたので、当時輸入割り当てだった沖縄用脱脂粉乳についても、関税割り当てとされたところでございます。

今先生がおっしゃったように、沖縄につきましても酪農が随分発展をきて、相当頑張られておられまして、県内の酪農家によつて生乳を供給できるという状況が出てきてございます。

きのう、先生から御質問いただきましていろいろ調べたんですけども、ただ、まだ、三百トンというのは、たまたま平成二十七年は三百トンなんですけれども、例えば平成二十二年は約五百トンとか、平成十九年は四百九十九トンとすくばらつきがあつて、ちよつと調べてみますと、やはり沖縄の場合、夏場は気温がすごく高くて、生乳の生産が、減少ががつとくるそうでございます。そういうことで、なかなか夏の生乳生産だけでは需要が満たされないということ、現在でもこの脱脂粉乳を提供する方法としての関税割り当ては必要な状況だというふうに理解をしております。

○岡本(充)委員 またチャンスを見つけてこれは議論したいと思ひます。

時間がありませんのであれですけども、これは、内閣府のホームページを見る限りでは、沖縄の乳牛の飼養頭数はふえてきて、そして牛乳工場も整備されてきているという話が出てくる話です。先ほどの話じゃないですけども、できたら国産という思いがある中で、沖縄でどれだけ脱脂粉乳が在庫があるのかということも調べて、本当に国産に切りかえることができないのかということとは、もう一度私は考えていくべきタイミングなのではないかというふうに思ひますので、大臣、ここはぜひ指導力を発揮していただきたい、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 国産の需要を伸ばす、そういう大きな目標、これに従つて検討していきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 よろしく願ひします。

堀内政務官、あしたは、きょうお配りをした一ページ目の、この輸入価格と実際の販売価格の間のその差額のトータルが幾らなのかということを引きちつと計算してください。文科省との差額ではありません。輸入、買い付けている価格とそして販売価格の差です。いいですね。それでお願いしたいと思ひます。

その上で、次の話に行きます。

チーズに関してですけども、これはいろいろなチーズがあるんですが、これから先、EUとの議論の中で、大臣、どうでしょう、こちら辺は絶対に譲れないというライン、チーズだけではなし、乳製品全般でも結構ですけども、どの辺だというふうにお考えになられていますか。

○山本(有)国務大臣 それぞれ特徴のある乳製品が各国で生産されているわけですが、日本ですべてつくることができて、また、日本国内で消費できる、そういうものについてはできるだけ我が国で生産し、消費していただくという意味におきまして、フレッシュチーズ、あるいはソフトチーズ、カマンベール、あるいはプロセスチーズ、こ

ういったものに対しては国内で賄いたいという希望を持っております。

○岡本(充)委員 これから先、やはり日本でできるチーズ、今、例えばブルーチーズは、国産の製品についていま一つ評価が高くなつたとも聞いていますが、研究開発しているわけでしょう。研究開発していったら、我が国のチーズにより人気が高まるかもしれない。

一昔前、何年かは忘れちゃったけれども、この委員会でもやつたと思うんですが、小麦で、需要がないんだ、こういうお話をした。何の需要がないんだ、うどんにもできないし、パンにもならないしと言つていた。だけれども、研究開発が進めば、今ではもう、うどんにもなるわけだし、日本の小麦がパンになるのは当たり前の話の時代になりました。

そういう意味で、ブルーチーズはいんだというふうな話ではなくて、やはり我が国の畜産の可能性、研究開発、現状はどうなんですかね、事務方の方からでも結構ですけども。

○西郷政府参考人 お答えいたします。

国産チーズの振興のための研究開発は非常に重要だと認識しております。

このため、農水省では、平成二十八年度の補正予算を活用いたしまして、国産チーズの品質向上及び生産コスト低減による競争強化といったことで、国産チーズの製造技術開発に取り組んでおります。

具体的には、風味を付与したり、チーズの熟成を促進する機能を持つ乳酸菌につきまして、国産という地域域のものを使つて消費者に好まれる風味を出すとか、そういう国産の特色ある乳製品の製造技術を開発しているところでございます。

引き続き、チーズの研究開発に取り組んでまいります。

○岡本(充)委員 先ほどの話じゃないですけども、小麦はグラインドの方法を変えて、外側をひくのか内側をひくのかとか、そういういろいろな工夫で変わったと聞いていますけれども、チーズ

私は変わるんじゃないかと思っています。

そういう意味で、大臣、先ほど列挙されたチーズ以外についても、国内の可能性を考えて交渉に臨んでいただきたい、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 それぞれの時代に応じて食味も変わっていきますし、また、生産者の技術も向上していくわけでございます。

国際的な競争力があられる局面で力を発揮できる強い農業、そういったものを考えましたときに、御指摘のブルーチーズでも、日本独自の菌が発見されたり、あるいはそういう製品の個性を生かす、あるいはブランドを生かすというようなことを通じまして、国産のブルーチーズもシェアを広めていっていただきたいというように希望しているところでございます。

○岡本(元)委員 連日、私は農業土木の技術のことをちよつと聞いていましたけれども、いろいろな技術を持つている人たちが、研究している人たちが農林水産省にいますよ。やはりこういう技術が大切にする国であるべきだと私は思っていますので、そういう意味で、この分野についても、ぜひ大臣、直接目をかけていただいて、しっかりと指導力を発揮していただいて伸ばしていただきたいと思っています。

もう一つ、技術ということではないですが、最後に、きのう、うちの党の部門会議で御説明いただいた営業型発電、この話を聞いて、これはまさに畜産にびつたりなんじゃないかと思つて、好事例はないのかという話で、六ページの事例をいただけてきました。

やはり、先ほどの話じゃないですけども、温度が高くなると牛の元気もなくなるというのは当然のことだと思つています。こうした太陽光発電を使うと、そもそも牛の暮らす牛舎の気温を下げることもできるなどという話もありますから、営業型の発電なんかはどこでやっているとのか調査してくれということはお願ひしています。しっかりと調査をしてもらうのはもちろんのこと、こうした好事例をぜひ畜産の場でも広げていただきたいと思

います。

調査のお願いと、広げていく取り組みについて、局長からでも結構です、お答えください。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

太陽光発電を活用いたしました畜産経営の取り組みといたしまして、委員が配付されております事例のほかにも、このような事例というのはございます。

こうした優良事例を情報提供していくということも、こうした太陽光発電を活用した畜産経営の促進につながるということで、事例の調査と普及を進めてまいりたいと考えております。

○岡本(元)委員 これは畜産だけじゃなくて、ほかの農業についても同様にぜひ調査と推進をしていただきたいということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 民進党の重徳和彦です。

テーマは、乳製品、乳業といったテーマでございます。きょうは、乳は乳でも、ミルクはミルクでも乳児用液体ミルクについて、それから乳製品でありますバターにかわるマーガリンに含まれるトランス脂肪酸について議論させていただきたいと思ひます。

乳児用液体ミルク、最近話題になっております。海外にはあるのに、先進国はほとんどあるのに日本にはないと言われておりまして、これは、一般社団法人乳児用液体ミルク研究会の代表であられます末永恵理さんが、ネットで署名活動を行っている、二月の時点で四万件以上署名が集まっています、今もつと集まっていると思ひますが、それから、かなり詳細なアンケート調査もやっております、一万件以上のアンケートへの回答が集まっています、こういう状況でございます。

この件については、自民党の金子めぐみ衆議院議員あるいは大沼みずほ参議院議員といった若手の、私たち世代の、私よりもつと若い世代の議員さん方が中心になって取り組んでおられます。

ここへ来てようやく動きが出てきたというふうにも伺つておりますので、内容についてお伺いできればと、私も推進派の一人として、ぜひ、その状況をお聞きしたいというふうにも思つております。

アンケートをざつと見ますと、粉ミルクのかわりに日常的に使用したいという方よりも、外出をするとき、やはり大変ですよ、粉ミルクですと、お湯もポットで持つていって、つくらなきゃいけない。そして、ちよつと冷まして、与えて、哺乳瓶はまた消毒をしなきゃいけないとか、本当に手間がかかりますので、子育て世代が外出できないというふうなこともつながつてくる問題であります。また、夜中の授乳も大変ですし、まして、親が体調不良のときなんかにも非常に二重苦があると思ひます。それから、赤ちゃんを何らかの理由で預かる場合とか、そういう場合にも液体ミルクというものがあつたらいいなと。

ちよつと値段も高いと聞いておりますが、アンケートの感覚ですと、二百円以内ぐらいで買えるといふなというふうな希望が寄せられている、こんな状況だと受けとめております。

それで、まず、これは厚生労働省にお聞きしますけれども、G8先進各国では、この乳児用液体ミルク、製造、普及しているという状況なんです。それから、日本には液体ミルクがないという、この原因は、理由はどこにあるところにあるんでしょうか。

○北島政府参考人 お答えいたします。

先進国、欧米各国には普及しているという状況ですけれども、どこの国にあるのかないのかという詳細は把握していないところでございます。一つ、日本にはないということでございますけれども、今、規格基準が設定されていないという段階でございます。規格基準の設定につきましては、通常、事業者からの要望や、食中毒の発生など社会的な情勢を踏まえまして検討を行つております。

こうした中で、乳児用液体ミルクにつきまして

は、平成二十一年の四月に、一般社団法人日本乳業協会より食品衛生法に基づく規格基準の設定について要請がありました。これを受けまして、同年四月及び八月には、薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会において審議を行うとともに、規格基準設定の検討に必要となる微生物の増殖や保存性等のデータの提供を事業者に向けております。

しかしながら、事業者からは、乳児を対象とする食品のため、安全性、保存性、栄養成分等について慎重な検討が必要であり、厚生労働省へのデータ提出については相当の時間を要するとの説明がなされております。

厚生労働省といたしましては、事業者からデータが提出され次第、速やかに薬事・食品衛生審議会での審議を行うとともに、食品安全委員会に健康影響評価を依頼するなど、乳児用液体ミルクの規格基準の設定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、事業者における必要となるデータの収集が迅速化されることを期待いたしまして、本年三月三十一日に、乳肉水産食品部会を開催し、常温で流通する牛乳に関する現在の規格基準等を参考に、液体ミルクの規格基準のイメージを提示し、必要となるデータ等について既に議論を行つていくところでございます。

○重徳委員 資料を配付しております。これは東京新聞の記事でありますけれども、この液体ミルクですね、特にその有用性が広まったのは、一番下のところに記述があります、熊本地震のときにフィリピンから五千本、被災地に運び込まれて、大変助かったという声が上がったということでもあります。

このときは災害ですから、日本の食品衛生法の適用を受けない救済物資として輸入したということですが、そもそも輸入ということは可能なんでしょうか。

○北島政府参考人 営業等で使用される輸入食品につきましては、国内で製造される食品と同様に、食品衛生法に基づく規格基準等に適合する必

要がございます。

海外で流通している乳児用液体ミルクにつきま
しては、「乳飲料」に該当すると考えられ、その場
合は、乳飲料に関する成分規格や製造基準、使用
添加物等の規制に適合すれば輸入可能であると考
えております。

○重徳委員 これは、実際の消費者ニーズとの関
係もあります。民間の業者の判断ということにな
りますけれども、乳飲料の基準に合致すれば可能
ということでもありますから、こういった輸入の可
能性についても検討するべきじゃないかなという
ふうに思います。そうする中で、輸入するような
状況になったら、実際、消費者ニーズを見き
わめることもできるし、国産品の製造をどのよう
に進めていくかという判断にもつながっていくと
思うんですね。さまざまな可能性を模索してい
たきたいと思いますが、まず、何といたしても、国
内のメーカーが開発し、製造、販売につなげてい
くということが大事だと思えます。

先ほど北島部長から、乳肉水産食品部会におい
て規格基準のイメージというものを示しになつ
たという話がありました。今後、どのぐらいの
スケジュールで開発そして販売にまでつながつて
いくと想定されていますか。課題もいろいろある
と思いますが、あわせて御答弁いただければと思
います。

○北島政府参考人 お答えいたします。

一般社団法人日本乳業協会によりますと、開発
の課題といたしまして、製品の長期保管を想定し
た微生物汚染防止に必要な適切な容器の形
状、材質等の選択や、乳児用食品として高いレベ
ルでの安全、安心の確保、そして品質面で避ける
ことが難しい色調、沈殿、成分含量や風味の変化
への対応などが挙げられております。

また、事業者からは、乳児を対象とする食品の
ため、安全性、保存性、栄養成分等について慎重
な検討が必要であり、厚生労働省へのデータ提出
については相当の時間を要するとの説明を受けて
おります。

厚生労働省といたしましては、今後、団体から
提出されるデータ等を踏まえまして、薬事・食品
衛生審議会における審議、食品安全委員会による
食品健康影響評価、パブリックコメント、WTO
通報等の手続を行う必要があります。各省庁と連携の
上、規格基準の設定に向けて迅速に取り組ん
でいきたいと考えております。(重徳委員「どのぐ
らい」と呼ぶデータが提出され、そして食品安全
委員会の諮問をするところから、通常では、急いでも大体一年近くかかっているところ
でございますが、できるだけ迅速に進めてまいりた
いと考えております。

○重徳委員 いろいろ課題もあるということだ
から、通常と同じようにいくかどうか、これは
慎重にというか、しつかりとしたデータに基づ
いた製品化が必要だと。この重要性は私も認識を
しておりますので、そうはいいながら、できるだけ
迅速に、世のママさん、パパさんも含めて、子育
て世代を全力で応援していただきたいというふう
に思っております。

それで、ここで、きょうは男女共同参画の担当
の石原副大臣にもお越しただいておりますの
で、今後、国内メーカーが製造開始、普及するに
当たって、課題を、今、北島部長からもかなり詳
細にごさいましたので、今後どんな主な課題があ
ると石原副大臣として認識されているか。

それから、ぜひ、これは、私は初当選来、少子
化社会に対して、少子化というのは本当に寂しい
言葉ですから、子供を産みたい、育てたいと誰も
が思えるような温かい地域社会づくり、そういう
国づくりというものが必要だと、子供がふえてい
くという字を書いて、増子化社会を目指していこ
うということを申し上げているところでございま
す。国にとつて一番大事な課題だと思えます。

そういったことからしても、子育てには苦勞は
つきものだなんて、もちろん諸先輩方からは言わ
れることもあるわけですが、しかし、やはり、子
育てがつかないとか、本当に負担ばかりだ、こうい
う思いからは、あらゆる手を尽くしてそういう

ものは取り除いていかないと、子育て世代を応援
できない。少子化がさらに進んでしまう。そうい
う意味で、待ったなしだと思えます。スピード感
を持って取り組むべきだと思いますが、石原副大
臣の御所感をお願いします。

○石原副大臣 子育て支援と男女共同参画の担当
の副大臣としてお答え申し上げます。

まず、そもそも、液体ミルクに関して、政府の
重要政策会議の一つである男女共同参画会議にお
いて、昨年十月、災害時や働く母親たちへの支
援、男性の育児参加を進める上でも、乳児用液体
ミルクが有用であるとの有識者議員からの問題提
起がなされました。これを受けて、同会議に設置
された男性の暮らし方・意識の改革に関する専門
調査会において関係者からヒアリングを行うなど
、液体ミルクの普及に向けた調査検討を行って
きたところであります。

本年二月には、本件の課題や今後の対応方針に
ついて認識を共有し、連携を深めるために、厚生
労働省も含めて、関係省庁や業界団体、地方公共
団体と意見交換を行う会合を開催させていただきました。
また、本会合において、事業者団体から、仮に
製品化された場合、消費者が使用する際には粉ミ
ルクと違う取り扱いが必要になることから、製品
の品質保持に関する情報提供や活用事例等に関し
て行政に支援をしていただきたいとの意見があつ
たというふうに承知をしているところでありま
す。

内閣府としては、実際に普及することになった
際、消費者が安心して乳児用液体ミルクを使用す
ることができるよう、こうした意見をしっかりと
と踏まえて、関係省庁とも連携しながら、必要
な取り組みを引き続き推進してまいりたいという
ふうに考えております。

○重徳委員 ありがとうございます。

今、石原副大臣の御答弁の中で、やはり災害時
にも有用だということが有識者から指摘された
という言葉がありました。

衛生法の基準を満たせば可能だということがあり
ました。現時点ではまだ課題がある、ハードルが
あるかもしれませんが、それにしても、今後も含
めて、行政による災害備蓄というものをを行うとい
うことも進めることで、さらに普及が広がるとい
うこともあるんだと思いますが、これもこれで課
題があるんじゃないか。政府としてのお考えをお
聞かせください。

○緒方政府参考人 お答えいたします。

内閣府といたしましては、避難所におきます良
好な生活環境の確保に向けた取組指針を通じまし
て、指定避難所におきましては、あらかじめ応急
的に必要と考えられる食料、飲料水の備蓄に努め
ていくことなどを自治体に対しまして助言をして
きております。

液体ミルクにつきましては、お湯などが不要で
あるために、熊本地震におきましても利用されま
して、子育て家庭におきまして利便性が高かつた
といったふうな声もあつたと承知をいたしており
ます。

その一方で、液体ミルクにつきましては、現時
点では国内では商品として流通しておらず、ま
た、液体ミルクの消費期限が比較的短いといつた
こともございまして、避難所での備蓄としては必
ずしも効率的ではない面もあるというふうに認識
をいたしております。

いずれにいたしましても、避難所の備蓄をどう
していくかにつきましては、自治体におきまして
判断していくことでございまして、内閣府としま
しては、液体ミルクにつきまして、国内での商品
化の動向とか、災害で活用されました実績、課題
も踏まえまして、機会を捉えまして周知をしてい
きたいと考えております。

○重徳委員 ありがとうございます。

次の話題に移りたいと思います。

バッテリー不足とちよつとひっかかまして、バッテ
リが不足すればマーガリン、マーガリンはその昔は
動物性のバターよりも植物性であつて体にいいん
だなんということが言われていたことがあつた、

私の子供のころなんかはそう言われていたと記憶しております。

しかし、近年では、むしろ、マーガリンにはトランス脂肪酸が含まれていて、これが健康に悪影響があるという研究結果が出されています。これは、液体ミルクも日本だけないという状況のようですね。トランス脂肪酸の規制だとか、あるいはせめて食品表示をすべきだということに對しても、日本には何のルールも、何のルールも、ルールはないんですね。こういうことに對しての問題意識を申し上げたいと思います。これまでも再三、我が党でいうと大西健介議員も消費者問題特別委員会などで指摘をされていることでもあります。

資料を添付しました。これは内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果であります。

ここには、諸外国における研究結果としまして、「トランス脂肪酸の過剰摂取は、冠動脈疾患（心筋梗塞、狭心症等）を増加させる可能性が高い。肥満、アレルギー性疾患、喘息、アレルギー性鼻炎等」について、関連が認められた。妊産婦・胎児への影響（胎児の体重減少、流産等）について、報告されている」ということであります。「ただし」とありまして、「これらは平均的な日本人よりトランス脂肪酸の摂取量が多いケースの研究」、つまり諸外国の研究であって、日本はちよつと違うよということがあるんですね。

具体的には、「日本人の大多数はWHOの目標を下回っている」と。WHOの目標というのは、トランス脂肪酸摂取を総エネルギー摂取量の1%未満とするという基準ですが、通常の食生活ではこの目標を下回っていることから、健康への影響は小さいというふうな一つの結論でしょうね。「ただし、脂質に偏った食事をしてる人は、留意する必要があります」と、これはちゃんと書いてあるわけですね。だから、要するに人によるということであります。

それから、いわば不健康な食事をしている人が

留意すべきだということに加えて、やはり、消費者意識が高い、そういう日本人はたくさんおられますので、子供のため、あるいは今妊娠をされてる妊産婦の方は、非常に食べ物には注意しながら、気をつけながら暮らしているわけでありまして、そういう方々にとつて、知る権利というものが満たされない、選択肢、選択する権利というんですか、これを損ねているんじゃないかというふうに思っています。

理由は、理屈はこういう紙にも書いてあるし、今までも再三、各委員会での議事録を見ても私も確認しておりますが、理由は、理屈はいいんですが、この消費者の知る権利、選択する権利、これを損ねているんじゃないかということについてどのようにお考えか、御答弁願います。

○吉井政府参考人 お答えをいたします。

消費者庁では、食品表示法に基づく食品表示制度におきまして、必要な栄養成分表示を新たに義務化する仕組みを構築したところでございます。その際、消費者委員会食品表示部会の栄養表示に関する調査会、ここでの議論を経まして、栄養成分表示の義務化に当たりましては、消費者における表示の必要性、それから事業者における表示の実行可能性、さらに国際整合性、この三点全てを満たすこととされたところでございます。トランス脂肪酸につきましては、これらの点を満たしていないということから、現在、義務表示とはしていませんのでございます。

しかしながら、消費者庁では、消費者が食品を適切に選択し、栄養バランスのとれた食生活を営む観点から、平成二十三年二月に、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針について」という文書を発出させていただきました。食品事業者に対して、トランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示するよう要請をしているところでございます。

さらに、消費者庁では、パンフレットでございますが、「栄養成分表示を活用しよう」というものを作成いたしました。消費者庁のホームページで

も公表しております。トランス脂肪酸を初めてとする栄養成分表示につきまして、消費者への普及啓発に努めているところでございます。

○重徳委員 知る権利、選択する権利を、まあ任意ではあるけれども通知という形で示している、こういう御答弁なんですかね。

しかし、状況はやはりどんどん変わってきていて、アメリカでは来年から禁止するという状況にもなつてきていますが、この辺、詳細をお答えください、北島部長。

○北島政府参考人 お答えいたします。

米国食品医薬品庁、FDAは、心血管系疾患のリスクを低減するため、トランス脂肪酸の削減を目的として、二〇一五年六月に、トランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂、マーガリンやショートニングの原料でございますけれども、これについては、二〇一八年以降は、食品に使用するためにはFDAの承認を新たに必要とすることを決定したと承知しております。

このFDAによる規制の対象は、トランス脂肪酸そのものではなく、部分水素添加油脂でございます。また、新規にFDAに承認申請し、認められれば使用可能となるものと承知しております。

○重徳委員 いろいろ条件はもうあるわけでありまして、いざにしろ、承認がなければ製造、販売ができないということでありまして、日本とはえらい状況が違うんですね。

これは、これまで、ここ二、三年の間、いろいろな議員さんからこの問題については提起をされています。通常の食生活では健康への影響が小さいという、答弁でありますけれども、しかし、その都度その都度、これは消費者庁担当の歴代大臣が、それなりの、最後は、現状はこうだけれども今後消費者委員会の議論も見ながら検討したいんですというところは、森まさこ大臣とか山口俊一大臣、歴代消費者担当の大臣がおっしゃって、その日の委員会の質疑を締めくくるといって、最後は何となく前向きな雰囲気だけ出して質疑が終わるのか

ら、大体各議員は、では大臣、期待していますからよろしく願いますと言つて、一年たち、二年たち、三年たつんですよ。

こういう状況でありますので、私自身の質疑への答弁ではないものの、各議員に對して歴代大臣がそうおっしゃっているわけですから、その後の状況はどうかということについてお尋ねします。どうでしょうか。

○吉井政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、消費者の方々へ栄養成分表示の適切な情報提供の必要性というものはあるものと認識をしております。

国会での審議等も踏まえまして、平成二十七年七月に、当時の山口消費者担当大臣からの指示も受けまして、「栄養成分表示を活用しよう」というパンフレットを、これは十数ページに及ぶものでございますけれども、作成させていただきまして。

このパンフレットでは、三大栄養素である、たんぱく質、脂質、炭水化物を過不足なく摂取することであるとか、あるいは、バランスのよい食生活となるよう栄養成分表示を活用することなど、また、特にトランス脂肪酸につきましては、一回に使用する量で見ると、各食品に含まれる平均的な含有量は減少傾向にあり、微量であること、あるいは、日本人のトランス脂肪酸の平均摂取量はWHO勧告の目標値を下回っていること、そういう状況ですが、クッキーやスナックなどの菓子を多量に食べていると、トランス脂肪酸も目標値を超える場合があり、そのような食生活は見直してほしいといったような注意喚起等々につきまして、解説をしているところでございます。

このパンフレットにつきましては、平成二十八年に、都道府県や消費者関係団体等に普及啓発をお願いする文書を発出するとともに、消費者庁ホームページにも掲載をいたしまして、自由にダウンロードし、活用できるようにしていただいております。

また、本年度には、消費者がみずから食生活に

応じた適切な食品の選択ができるよう、栄養成分表示等に関する消費者教育の実証事業を実施することとしております。

消費者庁といたしましては、今後とも、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択ができるように、栄養成分表示の普及啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

○重徳委員 いろいろそれなりの御努力はされているということは認めますが、やはり、飽和脂肪酸については、これは食品表示の義務じゃないけれども推奨するという位置づけなんですね。これは内閣府令で定められています。しかし、トランス脂肪酸はそれより低い位置づけで、今御答弁あったような、指針を出しているとか通知を出している、こういうレベルなんですよ。

ちよつと確認ですが、トランス脂肪酸、大分消費者の皆さん方からも指摘を受けている、このトランス脂肪酸のように、健康に影響があるという研究結果がたくさん出ていて、でも、今、今といううか、ここ数年間ずっと言われているような類似の理由で、表示義務もない、推奨もされない、そういう食品の成分、物質というのはほかにあるんですか。トランス脂肪酸だけですか。

○吉井政府参考人 お答えをいたします。

先ほども御説明いたしましたけれども、食品表示法に基づく栄養成分表示につきましては、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性等々の三つの、一定の条件を満たすものにつきまして義務表示とさせていただいております。

トランス脂肪酸以外に、こうした観点で考慮して任意表示となっている成分につきましては、糖類、コレステロール、ビタミン、ミネラル類がございます。

○重徳委員 ちよつと何となくアバウトな答弁だったような感じがしますが、トランス脂肪酸、これだけ健康への影響があるという研究結果が出ているということと同様のものかどうか。今ちよつとと言及のあった糖類などについてトランス

脂肪酸というのは全然違つて思うんですけれども、これはまた時間があつたらちよつとやりとりさせていただきたいと思ひます。

最後に、せつかく農水委員会なものですから、大臣に、やはり食の安全、これは農水省として極めて重要な話であります。農薬とか化学物質など、いろいろ側面から農水省も取り組んでおられると思いますが、このトランス脂肪酸、こういったことまで視野を持って、余り縦割り行政じゃなくて、ぜひ山本大臣にも、この辺、認識をいただいて、応援をしていただきたいと思うんですが、大臣の御答弁を求めます。

○山本(有)国務大臣 私も、健康に障害になる常識と非常識というのはあるような気がしてなりません。

戦後、アスベストについては、誰も被害について懸念する人はなくて、石綿と言つて工業製品として、また建築用材としてさんざん使われたわけでありました。しかし、今は、これが絶対に使つてはならない禁止物質になりました。

そのことを考えていきますと、やはり、科学の進展や原因究明によつて健康被害というのは明らかにする場合があるという謙虚な姿勢を持たなきゃならぬと思つております。

私も、乳業メーカーに、マーガリンとバターの生産についての懸念について、マーガリンというのはトランス脂肪酸があると指摘をされているがという問いをいたしました。そうしますと、やはり、アメリカの影響か、今の市場ではマーガリンの需要が減つてきているという話もはつきりおつちやつておられましたし、今だんだんにそうした食育についての、あるいは健康被害についての知識が非常に詳細になつてきているというふうに思つております。

そんな意味で、食品の安全確保に関する規制を所管する厚生労働省、表示に関する規制を所管する消費者庁など、関係省庁と連携して、安全な食品の安定供給に取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○重徳委員 大変力強い御決意だつたと思ひます。消費者庁は消費者のための消費者庁ですから、消費者意識の喚起から、それからいろいろなルール整備も、もつと積極的にやつていただきたいと思ひます。どちらかというと生産者側に従来近かつた農水省も、そういったところまで視野を広げて施策に当たつていただきたいということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、山本和也君。

○山本委員 日本共産党の山本和也です。

畜安法の審議を前に、学校法人加計学園が愛媛県今治市に獣医学部を新設することの経過について、我が党は総理出席の予算委員会集中質疑を求めております。本筋としてはそちらでしっかりと質疑する必要があると思ひますが、本委員会では、獣医師の需給についての農水省の考えと事実の経過だけを、きょう最初に二、三確認しておきたいと思つております。

我が党の小池晃参議院議員が二十二日の参議院決算委員会、政府関係者から独自に入手した「今後のスケジュール(イメーシ)」と題した文書を明らかにしました。今、私もきょうは手元に持つてきています。

これは、来年四月に開学するために、逆算でスケジュールを作成したものとなっております。この文書によれば、表題のすぐ下に米印がついていて、こう書いてあります。獣医師の需給部分について、随時、農水省・厚労省による判断・対応が重要、こう書かれてあるんですね。

それで、今回の件に関して、農水省は獣医師の需給についてどのように文科省へ説明してきたのか、まずその点を確認したいと思ひます。

○今城政府参考人 お答えいたします。

獣医師の需給、需要ということでございますけれども、近年、家畜、ペットともに数が減少しているということでございます。また、ペット一頭

当たりの診療回数、これはいろいろな事情からふえていっているような事情もあるので、一概には申し上げられませんが、獣医師の全体の数としては、届け出数で我々は把握しておりますけれども、これは全体にふえてきているというようにあるもので、全体の数としては不足している状況にはないということに考えられております。

このような中で、一方、産業動物獣医師、いわゆる田舎で産業動物、牛、馬、豚にかかわつておられる医師、こういう方面につきましては、実際問題として採用のところでなかなか満たないということもございまして、都道府県単位の畜産協会等が、地元で就職することを条件として獣医学生に奨学金を出すというような制度をやつておりまして、そういう状況の中で、地域によって不足している状況があるというふうに認識しております。

そういうようなことを、農林水産省といたしましては、いわゆる国家戦略特区フーキンググループのヒアリング等におきまして、文科省さんとも御出席されておると思ひますが、そういうところの場で、求めに応じて、こうした獣医師の現状について説明してまいつたということでございます。

○山本委員 農水省からいただいた資料でも、獣医師というのは、今あつた産業動物、それから公務員分野などいろいろつやいますし、ペットなどを含めた小動物の診療分野、また、それ以外にも、その他、企業の実験も含めていろいろなことがありますが、それだから獣医師として活動していない方々などの中で、とりわけ農水省としては産業用動物や公務にかかわるところを中心に把握され、先ほど言つた支援も行つていっているというように説明を受けました。

今のようなことを先ほどの出された会議では説明し、そのような議論を踏まえて、昨年十月三十一日に内閣府の事務方が農水省消費・安全局に今回の決定の原案を提示したと山本地方創生担当大臣がさきの決算委員会でも答弁をしております。こ

の原案に対して農水省はコメントをしなかった、つまり了としたという意味だと思いますが、その理由を述べてください。

○今城政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨年十月三十一日に、内閣府が作成した、十一月九日にかげられる国家戦略特区諮問会議における決定事項に係る案、これを提示いたしました。

これにつきまして、まず一点目は、獣医学部の設置そのものは当省の担当ではないということ、加えまして、その記載されていた内容の、獣医師に求められる新たな需要というところが記載されており、具体的な、創薬等のプロセスにおける多様な実験動物を使用したライフサイエンス研究の推進ですとか、地域における感染症対策における水際対策というような部分が書かれております。

こういう新たな需要というところにつきましては、私も必ずしも、委員先ほど御指摘あったとおり、所管しておりませんので、そういうところの需要が新たにあるということであれば、我々はそれに対して異議はないということで、コメントなしというふうに回答させていただきます。

○岡山委員 もう一つだけ事実の確認をしておきます。

今答弁のあった、十月三十一日の原案に対する、コメントしていないんですけれども一応対応したということ、最終に出てきた公表される文書が違っていたはずで、原案が十月三十一日に提示された後に、最後に公表されるころまでの往復のやりとりというのはあったのでしょうか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

お尋ねのような報道があつて、原案と最終案というふうなお話は報道で承知しておりますけれども、これは政府内部の意思決定の過程における問題ということでございますので、それがどういふものであったかということについては御回答を差し控えていただきたいと思います。

いずれにしても、当省はコメントなしというふうに回答させていただいたということでございます。

○岡山委員 私たちが手に入れた文書の存在の是非はともかく、先ほど言った参議院の決算委員会

で山本地方創生担当大臣は原案という言葉を使つたわけですから、つまり、公表された文書は修正されたものであるということになっていくわけです。

それで、先ほど述べたように、きょうはこれは事実についての確認だけで、別の機会にきちんと審議したいと思っておりますが、修正されたということ、何を前提に我が党が追及をしてきたわけですが、何がどう修正されたかというところ、獣医学部の設置地域については、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り」と書かれていた部分ではないかということ指摘しました。原案から比較して、広域的に何とかに限りという文言が入ったというのが事実だと思います。

総理の腹心の友のための利益誘導として特区制度が使われていたのではないかとこの疑惑です。真相の解明には農水省としても説明責任を果たすべきだということを指摘して、本筋の議論を行っていききたいと思います。

法案の審議ですが、前回の委員会、私は、今回の改正案について、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、酪肉近からも外れていないのではないかと指摘しました。繰り返しになりますが、前回そこで明らかにしたのは、酪肉近では指定団体の機能強化こそを必要としていることを方針と掲げていたのではないかと指摘をしたわけでした。

このときの山本大臣の答弁を議事録で改めて読み直しましたが、かみ合った答弁になっていないと思います。一体、この酪肉近から整合性はとれているのか、外れているのではないのか、改めて聞きたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 酪肉近代化基本方針におきまして指定団体の機能強化は、集送乳の大宗を担う

農協連としての指定団体について、傘下の農協等のさらなる再編整備や集送乳業務の集約など指定団体内部の課題について記述しているものでございまして、その方向は今後も変わらないものというふうに認識しております。

また、制度の見直しの後も、現行の指定団体は生乳流通の中核を担っていくものというように考えております。引き続き、必要な支援や経費の見える化等を通じて推進してまいりたいというように考えるところでございます。

○岡山委員 まだかみ合っていない答弁のように思えますね。

前回の議事録で、大臣は、所得がどのように上がつて新規参入者を求めることができるかということで、指定団体の洗い直しの必要性をまず答弁しました。その後、補給金を通じて飲用向けと乳製品向けの仕向けの調整の実効性を担保すれば農家所得も上がっていくという答弁もしました。

その後、今回の、新しく団体が、事業者が指定されるということ、生産者がプラスされて力関係が強くなり、生乳団体の価格交渉力も得られるということも答弁はしているんですが、しかし、私は、今の答弁もそうなんですけれども、どうも整合性はとれていないようにしか思えません。

とりわけ、今引用した前回の答弁でも、大臣はやはり、酪農家の所得が上がるために必要なことだということを枕言葉、前提の目的として言っているんですね。

ただ、二十三日の参考人質疑でも、私は参考人に、所得向上に今回の法案が資するかと質問をしました。四人中三人の参考人は否定的でした。現場サイドの参考人も、もし寄与することであれば、ほかにするものがございませぬから、やっていただかざるを得ないと述べておりました。つまり、そうであつたらいいなという願いを述べられたと思います。

これまで農水省が指定団体の機能強化を掲げてきた理由は、突き詰めれば、価格や所得の安定の

ためだったはずではありませんか。それに反することを今回の改定案はするんじゃないか、だから所得向上にはならないと私は繰り返し言っているわけです。

大臣、もう一度、なぜ所得がこれで向上すると言えるのか、説明してください。

○山本(有)国務大臣 この法案によりまして、補給金の交付対象を拡大するわけでございます。そして、現在の暫定措置法に基づく制度を恒久措置として位置づけることによりまして、財務当局とも、恒久的な考え方で取り組んでいただくということになるわけでございます。

そして、この制度改正によりまして、所得向上という点におきますれば、生産者の生乳の仕向け先の選択肢が広がります。みずから生産した生乳をブランド化し、加工、販売する取り組みなど、創意工夫による所得向上の機会を創出しやすくすることができると考えております。

また、現在の指定団体でございします農協や農協連につきましても、生産者の選択に應えるために、流通コストの削減や乳価交渉の努力を促す、そういう手段でも措置をしているつもりでございます。

また、これまで補給金をもらえないため飲用向け一辺倒だった者を乳製品向けにも計画的に販売する方向に誘導することができて、これによって冬場等の飲用牛乳の不要期の廉価販売に歯どめをかけることができると考えております。

加えて、新たに導入する年間販売計画におきまして、乳製品仕向けへの経営戦略を明確にすることで、より消費者ニーズの高い用途、あるいは付加価値の高い国産乳製品の製造、こうしたものが促進されることになるわけでございまして、その結果、乳業メーカーが得られる利益をもととした乳価の形成が期待されるものというふうに考えているところでございます。

○岡山委員 どれくらい対象となる生産者の所得が向上するのか、押しなべて広く生産者の所得が向上するのか、きちんと見ておく必要があると

思うんです。

参考人質疑でも、小林参考人は、短期的には、北海道を中心として支払われる補給金の総額がふえるから、その結果、北海道の所得というのは若干ふえると思いますが、中長期的に見れば、競争が激化して酪農家の所得は低下あるいは乱高下するという懸念を述べられていました。

清水池参考人は、今まで乳製品主体だったものを飲用向けで仮にある生産者が売ることができれば、確かに一時的に所得がふえる可能性はあります。しかしこれも、清水池参考人も、したがって飲用向け市場の競争が非常に強まってしまうことから、飲用向け乳価が下がってしまうのではないかと、そうして懸念を表明しているんです。

大臣、ちよつと、もう一度確認したいんですけど、一体どの層の生産者が所得が上がるのか、押しなべて広く所得が向上すると考えているのか、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 最初は上がり下がりまちまちだということに思いますが、長期的には私は全体の酪農家の所得が向上できるというように思っております。

翻つて、指定生乳団体の機能というものの根本は、まず生乳自体が腐敗しやすい、そして貯蔵性がない液体。鮮度を命とする生乳は、在庫性が希薄なフロア市場を形成するため、需給の不均衡は価格に大幅な変動を与える。それは、生産者の経営的負担を余儀なくしてしまう、ひいては消費の伸びを阻害し、乳業者にも負担になるということが基本にあるというように思います。

そのことにおいて、自己販売や部分委託というものを認めることによりまして、いわば個性的商品の開発や消費者ニーズに対応することができるといふようなことにつなげていくわけでございます。現実には、例えば岩手県の岩泉乳業の、今設備投資をされておりますけれども、あのヨーグルトについては大変な消費の伸びがありますし、最近の機能性食品の中のヨーグルトの実績というのは急速に伸びております。

というように、さまざまな形で乳製品が今消費者ニーズに対応しているわけでございます。今のままで全量買取り、全量委託ということをしますと、まずは、指定団体から個性あるそういう製品をつくり出すためにはまたそこから買わなきゃならぬという話にもなってくるわけでございます。自己販売とか新しい付加価値をつけた乳製品、そういったものを研究開発していく意欲ある農業者に対して、新しい考え方、取り組みでやることによって、価格の上昇の幅が見られるということでございます。

ひいては、輸送コストの削減等を努力いただければいいと思いますので、全体として生産者に利益が出てくる構図になっていくというように期待しているところでございます。

○山山委員 総じて、理屈の範囲というより願望の範囲と受けとめました。

中長期的に、先ほど参考人の答弁を引いたように、競争的な環境が進めば必ず価格が下がっていくことは、一般的には予想されることだと思えます。そのことを指摘して、私は、結果として所得向上に資することはないということとは述べておきたいと思っております。

部分委託の上限撤廃についても、ちよつと時間がないので、急いで確認しておきたいと思えます。

現状は日量三トンの上限となっておりますが、改めて、なぜ三トンとしているのか、その理由とともに、上限いっぱいまで活用しているという実績があるのかについて、確認のため答弁を求めます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。酪農家の創意工夫によります六次産業化等の取り組みを支援する観点から、生乳受託販売の弾力化を順次実施してまいりました。

指定団体に生乳を出荷しつつ、その一部につきまして、みずから処理して牛乳・乳製品を製造、販売できる仕組み、自家製造につきましては、酪農の一日当たりの平均の乳量、また、その規模拡

大は今後も進展すると見込まれることを踏まえて、平成二十六年に日量三トンまで上限を拡大したところでございます。

取り組み件数としては、直近で二百二十九件というふうになってございます。

○山山委員 それで、上限が撤廃されることで、これまで、特色ある牛乳、だとか自家加工とか、要件はありましたが、これも含めて撤廃されるといふことですから、高く売れる委託外の飲用向け販売に生産者が集中することもあり得るのではないかと、そして、いわゆるいいとこ取りの可能性も指摘をされてきました。

省令等でいわゆるいいとこ取りを防ぐと説明はしてきたわけですが、例示として出されている五項目で本当に防げるかどうかというのは疑問です。例えば季節変動あるいは売れ残り、これらの取引を拒否できるとしますが、それをどう判断するのかという点では、参考人質疑でも疑問が投げかけられていました。農水省として十分な説明をする責任があるかと思えます。

そもそも、需給が崩れることが一番の心配です。仮に、需給に支障を与えるおそれ、こういうような文言が省令に入っていないと担保になっていかないのではないかと指摘もあります。いといとこ取りを防がないと、指定団体に全量出荷している生産者の方が結局は需給調整を引き受けるという構図にもなつていきます。これは不公平が生じます。

どのように省令に書き込むのか、現時点での考えを改めてこの場で答弁してください。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

部分委託自体は、そのような御懸念もあるのので省令の方で書きたいと思っておりますが、そういう部分委託を利用して、いろいろな創意工夫でお互い発展していくということにもつながるんじゃないかと思っております。

その具体的な省令の中身というが、省令の文言そのものではございませんけれども、考え方としては、夏場に減少し冬場に増加するという生乳生

産の季節変動を超えて委託または買い取りの申し出の数量が変動する取引である場合、例えば年末年始のみに指定事業者へ委託等を行うような短期間の取引である場合、自分の生乳は飲用向けに売ってほしいというような特定の用途仕向けへの販売を条件とする場合、生乳の品質が指定事業者の定める統一基準を満たさないものである場合、生産した生乳のうち売れ残ったものを持ち込むような取引を求められる場合に拒否できることとしたいというふうな考えてございまして、関係者と調整しながら、できるだけ速やかに定めた上で省令化していきたいというふうに考えてございます。

○山山委員 規制改革推進会議がフォロアアップするなどとも言われていますが、そちらの方を向くのでなく、やはり生産者の方を向いたことが求められているということは指摘しておきたいと思えます。

これらのことで心配される問題を突き詰めていくと、先ほど述べた需給の安定が一つの課題だと思えます。

参考人質疑でも、法の目的に需給の安定が盛り込まれたことには評価の声が上がりました。ですが、これを実現する年間販売計画での実効性、その担保について疑問などの声が上がったこともやはり言っておかなければいけないと思えます。

新たに参入する事業者は、多分に飲用主体の販売となるが予想されます。飲用向けの競争が激しくなる可能性があります。新しい事業者が、大手資本に囲い込まれるというのか連携するといふのか、そうなった場合には、さらに激しさが増すおそれもあります。

片方の事業者に飲用向けが偏れば、もう一方が加工用の団体として調整することにならざるを得ません。それは多分、現在の指定団体が担うことが予想されます。そうすると、先ほど述べたように、指定団体へ全量委託している生産者には不公平な環境になるでしょう。

国が年間販売計画にかかわってさまざまな認めて

いくに当たって、このような事態を防ぐことはもちろん念頭にはあると思いますが、この場でも改めて答弁を求めています。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず、そもその話として、現在、指定団体以外のところというのは補給金の交付を受けられないので、全て飲用に流れているというふうに理解をさせていただきます。

今回、その補給金を、指定団体以外の計画的に加工に回す方に交付することによって、これらの、特に冬の場の不要期の廉価販売等には歯どめをかけることができる、そういう効果を狙っているところでございます。

年間販売計画につきましては、先生御指摘のとおり、農林水産省令で定める基準に適合するか、また、あわせて提出される乳業者との契約書の写し等とのそごがないか等を確認した上で交付対象数量を通知いたしますし、かつ、それをまたきちつと確認するという事で、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性が担保される仕組みとしていくところでございます。

○畠山委員 私が述べたような事態を防ぐとするならば、片っ方ずつの団体に偏りが出ないような、例えば用途別の比率を入れるような必要などもあるのではないのでしょうか。

私、この法案に賛成の立場で言っているわけではないんだけれども、例えば北海道でいえば、飲用二割、乳製品八割です。同じような形でこの比率をそれぞれにしていかなければ、公平な環境とはとても言えないし、先ほど述べたような事態が起り得る環境が、条件が生まれてしまうと思うんです。そういうような考えはありませんか。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

この法案におきまして、補給金の交付に当たりましては、農林水産大臣が、提出された年間販売計画を確認することとしておりますけれども、この際、その計画が、年間を通じて用途別の需要に基づき安定取引であるといった省令で定める基準に適合するものであると認める場合に、年間販売

計画に記載のあった数量を参考に、対象事業者ごとの交付対象数量を算出し、通知することにしております。

このことによりまして、乳製品の需要に応じた供給が確認されますことから、一律の乳製品への仕向け比率を設定する必要はないものと考えております。

また、さまざまな創意工夫を行う事業者がおられると想定される中で、地域ごとに一律の乳製品仕向け比率を要件とすることは、消費者ニーズ等需要に応じた仕向けを支援する点からも適当ではないというふうに考えております。

こうした考えを念頭に、具体的な基準は、国会での御審議も踏まえ、関係の方々御意見を賜りながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○畠山委員 今の答弁では、バランスがとれないことになりかねないと思います。先ほど北海道の例は出しましたけれども、季節変動もそうだし、地域ごとにもさまざまな特徴があるわけですから、それを踏まえないと心配です。このことを改めて指摘しておきたいと思えます。

それで、最後になるかと思いますが、結局、今回の改定案が、畜安法の第一条、目的規定にある畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することになるのかということ、太い柱として大臣に伺っておきたいと思うんです。

念頭にあるのは、イギリスのミルクマーケティングボードの例であります。

中央酪農会議が昨年十二月十四日に「指定団体（制度）の重要性と指定団体制度を巡る情勢」というレポートを出しています。イギリスに視察団を送って、ミルクマーケティングボード解体の聞き取りをしている部分があるので、そのことは紹介しておきたいと思えます。

デアリーUK政策部長のピーター・ドーソン氏は、ミルクサプライチェーンが不安定になったとして、多くの英国の乳業者は外国資本の乳業者に市場を明け渡したと述べておられました。六百二

十頭を搾乳している酪農家、マンセル・レイモンドさんは、飲用市場への出荷志向が強まり小売業からの影響を強く受けるようになった、日本は英国と同じ過ちを繰り返してはならないとまで述べておられました。

今回の改正案は、生産者の選択の幅を広げることが主眼です。それは、競争的環境を認め、生産者に経営上のリスクも迫ることになると思えます。それを理解した上で生産に励む方がいるのも、それは生産者の選択だとおっしゃるでしょう。

しかし、国がやるべきは、安定的な食料生産と供給です。競争的環境が広がることで、需給の安定が崩れて、押しなべて生産者の所得向上にはならない、ひいては離農、離脱のきっかけになるようではだめです。ミルクマーケティングボード解体は、反面教師として私たちにそのことを教えていると思えます。

そこで、法の第一条、目的規定にある畜産及びその関連産業の健全な発展、これが今回の競争的環境を持ち込むことで本当に健全な発展と言えるかどうか、大臣の答弁を最後に求めます。

○山本（有）国務大臣 一九九四年のMMBの解体の後、乳価が低迷し、酪農家の手取り収入がイギリスでは著しく落ちるという結果になり、いわば生産者が買いたたかれるという現状がございます。

そういうことを踏まえて、今回、そのようなことのないような、需給のしつかりした安定的な運営というものに注力してきたのが今回の法案だというふうに考えております。

現在、平成二十七年で一万八千戸の酪農家でございますが、十年で三分の二になつてきているわけでございます。この酪農家の皆さんの所得向上というのは、安定的な日本の酪農というものの位置づけの上で非常に重要だというふうに考えております。

先ほど答弁で、制度当初、まちなち所得向上というように申し上げましたが、誤解のないように

もう一回答弁いたしますと、より創意工夫する経営者はより高い所得を得ることができるという趣旨でございますし、また、生乳一辺倒の今のいわばアウトサイダーの皆さんが補給金を得られるように対象範囲を拡大しますと、生乳の需給が締まってくるわけでございます。その意味において、我々は、安定的な生産者の運営ができるというふうに思っております。

一方で、消費者ニーズが多様化しております。他方で創意工夫もしようという酪農家も多くなってきたわけでございます。そんなことを考えていきますと、この法案は当然の時代の要求ではないかというふうに思っております。

そして、生産者の生乳の仕向け先の選択が広がって、みずから生産した生乳をブランド化して加工、販売する取り組み、あるいは創意工夫による所得向上の機会、そして、現在の指定団体である農協、農協連が生産者選択に応えるため流通コストの削減やあるいは乳価交渉の努力、こういうことをやっていただくことによりまして、さらに今回の改正で、需給状況に応じた乳製品の安定供給そして畜産経営の安定、こういったことにより、日本の畜産あるいは関連産業が健全に発展するようにつなげていきたいというふうに思っております。

○畠山委員 時間ですから終わりますけれども、時代の要請として、今回の議論の出発点は、規制改革会議の乱暴な提案だったわけでした。バター不足を理由に持ち出しながらその解消は別だと認めたようなことまで報道されて、こんな無責任なことは到底許されないと私は思っています。

朝から晩まで働きづめの酪農家に対して、本当に何たる無責任なことか。農政の大もとの方向性から転換すべきであることを強調して、質問を終わります。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田（豊）委員 日本維新の会、吉田です。きょうもよろしくお願ひいたします。

これだけ何度も出させていた、だいて前振りを

やつておりますと、自分もどんな前振りをしたのかさえよつと覚えていないような状況になつてしまつて、それで、少なくとも、私が以前、豆腐屋をやつておつたことは皆さんの御記憶にあるかなと思ふんですが、豆腐屋の前にカフェというものをやつておりました。

カフェは、富山の田舎では、今でいうシアトル・スタイルの、エスプレッソからミルクを使つてという、ああいう飲み物というのはまだない時代に始めて、吉田がやることはいつも早過ぎて、そして商売で失敗して、それから何年後かにやつた方が大成功していくという、そういうのが繰り返しの私の人生なんですけれども。

そういう中で、カフェをやつているときに、私は、飲み物だけじゃなくて、食べ物も何かやはりちよつと手づくりのもので御提供したいなという思いがあつて、そのときにベークルという食べ物を選びました。ベークルもそのころはなじみがなかったと思いますが、ベークルは、ニューヨークが一番、カフェという意味では中心のところでございまして、そして、そのベークルの食べ方は真ん中にクリームチーズを挟むんですね。

そのクリームチーズというものが、国産とか地元のものにこだわつてやろうとすると、パンはもちろん富山では難しいんですけども、チーズも手に入らない。そうすると、せつかく私が思つていたベークルというものを食べてもらおうと思つても、なかなかそれを地元の食材で満たすことができなかったというのが、つらいなと思ひながら宣伝して商売をしておつたというのが記憶に私はあるんです。

今回、酪農それから畜産というところで、特に、私は、牛乳それからチーズ、バターもそうですけれども、これらのものというのは、なかなかやはり、国産できちつというものをそろえてやつていこうと思つてもそれは難しいという状況にあつて、実際、消費者の方々も、その当時、十何年前、十五年前くらいになりますけれども、国産のものとか、健康志向とか、こういうことに

はそこまでこだわつていらつしやなかつたんですね。

けれども、これが今ここに来て、やはり私は、消費者の方々自身が買うとき、食べるときに、国産である、それから地元のものであるとか、こういうことについて非常に価値を見出されて、そして、そこからそういう消費が大きくなつていく可能性というのはすごく感じています。

ですから、こういうことも含めて、私は、前回、参考人にお越しいただいたときに、また大きな話で、国の基ということもお聞きしましたけれども、やはり、ここで話されている話というのは、結局、これからの農林水産業がきちつと本場に国を支える、それから、これから将来の生産と消費がきちつと合致する、そういうところにつながつていくべきだろう、こう思つていますので、改めてきょうは、本法案は、決まつていくに当たつて、どのようなお考えでこれを提案されているのかということを確認させていただきたいと思ひます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃつたとおり、牛乳・乳製品ですとかそういう畜産物は、たんばく質ですとかカルシウム等に富むすぐれた食品で、国民の栄養面から見ても重要な食品でございます。我が国の畜産は、農業産出額の四割弱を占める重要な産業でございます。

そういう中で、畜産の約二割の産出額を酪農が占めてございまして、酪農自体は、気候条件が厳しく、稲作や畑作が困難な地域を初めとして全国的に営まれており、また、生乳の加工、流通のほか、肉用牛の生産、飼料や資材など関連産業などの裾野が広く、地域経済を活性化させ、地域における雇用の創出につながるなどの効果を有するなど、重要な産業となつていふに理解しております。

こういう酪農でございしますが、これまで、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき補給金制度と、乳製品の国家貿易制度を適切に

運用すること等により、着実に発展を遂げてまいりました。

本改正法案で、補給金の交付対象を拡大する、また、現行の暫定措置を恒久措置として位置づけ直すということにより、さらに酪農及び関連産業の健全な発展を促進していくこととしております。

○吉田(豊)委員 今回、この法案に当たつて、また幾つか勉強させていただいて、生乳、生の牛乳からいろいろなものが分かれていくわけですね、分離していく。その分けていく中であつて、いろいろと、例えば脱脂粉乳が出てきたりとか、それからバターの部分が出てきたり、それから生クリームが出てきたり、いろいろ分かれていくんですけれども、大方の理解は、分かれたものがまた逆に戻すという、可逆できるものだといふふうに基本的には理解するんですね。

それは、大量生産をしていくとき、それから保存性を考えたときにはもちろん必要な部分もある、これはわかるんです。けれども、実際に本当にもとのように逆に戻っていくかという、私は、品質とかさまざまなことからすると、そうではない部分というものもあるということをはりきちつと押さえておかなければいけないと思ひます。

ですから、そこに私は、国産のものにこだわると、あるいは顔が見える商品、そういうところとつながつていく要素というのはいかにも思ひますし、今せつかく、国内での酪農を、今おっしゃつたように、きちつと押さえながら、そして支えながら、次のところの展開に進んでいくこととしていくわけですから、この法案、酪農について、どのような酪農の姿というのが描かれていて、そしてそれについてどのようにこの法案は応援しようとしているのかということをお大臣に確認させていただきたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 まず、日本の国内には乳製品に対する強い消費者の購買意欲とニーズがあるといふように位置づけしております。酪農経営は発

展の可能性が確実にあるといふように思つております。

こうした需要の高まりに添えて、特色ある生乳・乳製品の生産による付加価値の向上、酪農家が創意工夫を生かせる環境の整備、こうした課題を乗り越えれば、すばらしい酪農の将来展望につながるというように私は確信をいたしております。

したがいまして、今回の制度改正に加えて、搾乳ロボットなど省力化機械の導入といった体質強化対策や六次産業化支援等により、今後とも、酪農経営が発展し、消費者のニーズに応じた多様な牛乳・乳製品が安定的に供給できるよう努めていくと考えております。

○吉田(豊)委員 大臣の最後のフレーズのところ、多様なニーズを安定的にということころは、実は、それを両立させるということが本場に難しい部分もあるといふところが僕は現場の話だところろが、私の持論ですけれども、結局は、生産そして業界全体に対して方向性を決めていく、決定権を持つていけるのは消費者の側だ、こうやはり思ひなくちゃいけないと思ひます。

いかに生産者側がこのような感覚でこういうふうによればいいといったつて、それが最終的には受け入れられないと、それは商品として消費されていかないと、もともと求めていることは、酪農あるいは畜産にかかわる、でき上がったものの需要を広げていく、そうすることが一番業界としてもちろつと将来があるといふ、どういふ方法であれ、それは間違いないことだろうと思ひます。

そこからすると、需要拡大を進めるときに、本法案というのはいかに消費者として関係業者のところを向いていて、これが消費者に対してどういふふうない方向が出てくるかといふことのアピールあるいは本質的なところといふのは、なかなか見えないままに結論は出ていくだろうと思ひます。

ここを改めて、私は、牛乳・乳製品の需要を高

めていくこと、そしてこれが消費者にとつてどのような形として受けとめていただくことが本当に大切なことかということをご考えているのか、確認させていただきたいと思ひます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず、需要の拡大を進めていくという観点からいたしますと、先ほど大臣も御答弁されましたけれども、この改正法案が、消費者の多様なニーズに応えるという形でさまざまな創意工夫を促すという格好になってまいります。

また、先生がおっしゃった、消費者等国民に対するアピールという観点からいたしますと、平成二十九年年度予算におきまして、学校給食用牛乳を通じて飲用習慣の定着等の支援ですとか、例えば、みそなどの調味料に加えて、牛乳を使つて減塩できる和食調理法、いわゆる乳和食、こういうものをお母様方に普及するとか、そういうことも含めながら、これらを通じて牛乳・乳製品の需要拡大に取り組んでまいりたいと思ひます。

○吉田(豊)委員 牛乳・乳製品の消費の拡大というときに、僕はやはり大事だなと思ひるのは、生産者という、それは土地にかかわつて、そして材料をつくつているところなんですね。材料という意味は、例えばお菓子をつくるとか、それから料理をつくる、そこからすると、一つ一つの素材は材料なわけですね。

それをどうやって、このものを選んでもらうのか、その材料自身の消費をふやしてもらうのかという、そこが本当は、最終的には消費者がそれを消費するといふところにつながるの、いきなりスーパーで消費者がこの商品を買つてくださいという話というのは、今、実際、中食産業の話ですとかいろいろ消費の動向からすると、直接家庭で料理する人たちの、主婦のイメージで消費量がどんとふえるかという、決してそうではなくて、その手前のところで、いろいろな業界の方々がかわつているところに、実際の消費量をどうやって、国産のものあるいは本来の狙ひのところをつくつたものが消費されていくかという、そこ

の努力が本当は一番大事なところだろう、僕はこう思つてゐるわけです。

ですから、ただただ何か消費者に対してアピールするということの重要性というよりも、こういう形できちつと日本の畜産業を支えられているということが、そこで最終ユーザーにはもし気づかれなくてもこの消費が拡大していくという、そういうようなところの重要性ということもきちつと視野に、入れていらつしやると思ひますが、その上でいろいろな政策を進めていただきたい、こういうふうになつてくると思います。

もう一つは、全体としての畜産業を支えていく、それから拡大していくときに、国内での消費の問題、それから、それ以外に、今、私も浅い勉強ながら、実際、近隣の東南アジア、中国を含めいろいろなところで、牛乳というものの、乳製品というものがどういふ消費の傾向にあるかということを確認させていただいたところ、やはりそれは、どこでもそうなんですけれども、牛乳にしろ乳製品にしろ、言葉で言うと、一つぜいたくな食べ物なんです、もともとどこからすると、だから、食文化がどんどんどんどん質が高まることによつて、今本当に全体としての消費量が確実に、特に大きくなつていふことも間違いないわけ、ですから、そういうところに対してどのようなアプローチをする可能性があるのかというところを私は押さえるべきだと思ひます。

これについてどのように考えていらつしやるかというのを政務官にお聞きしたいと思ひます。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

非常に重要な御指摘をいただいたというふうに考えております。

我が国の牛乳・乳製品の輸出の実績でございます。これは私も資料を拝見、データを拝見してちよつとびっくりしたんですけれども、平成二十二年に約百六十億円という実績がございました。これは、今先生御指摘がありました、特に乳児用の粉ミルクを中心に東南アジア向けの輸出が相

当大きく伸びていたわけでございます。

ただ、残念なことに、原子力発電所の事故等々の影響がございまして、これが、二年後の平成二十四年には二十七億円まで縮小をしてしまいました。

現在、このような状況に鑑みまして、政府といたしましては、平成三十一年に輸出の目標として、百四十億円という目標を掲げるところでございます。

我が国の乳製品は特に安全、安心といった強みがございます。今先生が御指摘になつたような香港、台湾を初めとするアジア諸国・地域を中心とする浸透を目指しているというところでございます。

政府といたしましては、今申し上げました原発事故に伴う輸入規制への対応、あるいは、乳製品を輸出するための新しい技術の開発に対する支援、また、意欲のある中小乳業に対する輸出への理解醸成や、商談会、マーケティング活動などの支援を行うことによつて、この目標の達成に向けて頑張つてまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○吉田(豊)委員 政務官の方から粉ミルクの話をしていただきましたけれども、粉ミルクが何で出てくるかという、やはりそれは安心、安全のところなんです。

それで、我が国の農林水産業は全てそうでしょうけれども、ここにいるとみんな日本人ですから当たり前のこととなつていふようなものが、外に出ていくときには非常に価値があるもの、バリエーションがあるもの、それがマックスかどうかは改めて認識した上で、それがマックスかどうかはわかりませんが、そしてそこから攻めていく、これが重要なことじゃないかと思ひますので、まずそのことも押さえていただきたいなと思ひます。

この制度が幾らか動くわけですが、動くたびに一番大きな影響を受けるのは中小零細で、

一生懸命、今までの仕組みにのつとめて、そこで何とか活路を見出しているという方々、その方々が、一つ一つの制度が大きく動くことによつてやはり一番影響を受けるということは間違いない、こう思つてゐます。

ここについて、今回の本法案が新しく改良されるという中であつて、この部分についてどのような支援あるいはケアをしていくという考えなのか、これを確認させていただきます。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正によりまして、指定団体以外の事業者の方も、年間販売計画を提出していただければ補給金の交付対象になります。

これによりまして、生産者の生乳の仕向け先の選択が広がります、ブランド化ですとか、加工、販売する取り組みなど、創意工夫による所得向上の機会を創出しやすくなる、こういうふうな考えでございます。

したがいまして、今後、新たに補給金の交付対象になる御意向を有しておられる方々、あるいはそのサポートを行われる都道府県やJA、六次産業化プラント等々含めて、改正法案の趣旨あるいは内容について丁寧に御説明、周知してまいりたいと思ひます。

○吉田(豊)委員 そして、この法案の第五条のところに、生産者団体の用途別販売計画というところがありますけれども、これについて、きちつとした実効性といふことの担保が一番大事じゃないかと思ひます。また、さまざまな仕組み、つながりの中では、やはり決定権を持つていふ、あるいは力の強い、弱いといふのは、関係性は必ずあるわけですね。そういうところを押さえた上で、これについての実効性をどう確保していくのかというところを確認させていただきます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

まず、実効性という観点からすると、農林水産大臣に年間販売計画の提出を義務づけるというところで、大臣の方で認めた上で交付対象数量を通知するというところでございます。

また、年間販売計画は、乳業者との契約書の写しを添えて提出をしていただくことにしてございまして、この契約は、生乳の搬入先である乳業工場の牛乳・乳製品の製造の実績ですとか、生産者側の生産の見通しなどを勘案して、双方の合意のもとで締結されます。こういうことから、実現性に欠けるような契約はなされないというふうに考えているところでございます。

○吉田豊委員　そして、用途別乳価、これが一つの考え方であり、今のこの国の畜産を支えている、酪農を支えているという一つのよりどころになっている。それがベースとなつたさまざまな今回の法案改正についても、ここにいろいろな改良を加えるという考え方だと思えますけれども、そういうプロセスを今やりながら、最終的に、この用途別の乳価という考え方が本当の方向性としてそこでのいいのかどうか。これが、私からすると、げたを履かせるという形の、どういうげたの履き方がいいのかという根本の考え方にやはりつながっていかなくちゃいけないと思うんですね。

そして、今はこうやって支えていきながら、そしてそれは、申し上げていますように、消費者がどのようなものを求めるのか、そして、そこにどういう消費者のニーズを生み出すことが、私たちの地元の、国内の酪農、畜産において、今後の継続性、持続性、発展性があるのか、これはやはり考えて進んでいっていただきたいと思えます。

改めて、用途別乳価の今の時点での位置づけ、そしてこの将来、これをどう考えているのかというところを確認させていただきます。

○枝元政府参考人　お答え申し上げます。

乳価は、一般的に、生産コストまた需給状況等を踏まえて、民間の事業者間の交渉で決定されるところでございます。

その際、我が国では、生乳の仕向け先が、飲用向けと乳製品向けで約半々であるという特徴がございます。

それで、飲用の牛乳は、鮮度が求められて、事実上、輸入品との競合がないということから、専

ら生産コストや国内の需給状況の影響を受けます。他方、バターとか脱粉、チーズといった乳製品は、輸入品との競合関係がございまして、内外価格差が大きく、品質面での差別化も困難なため、国際的な価格動向の影響を大きく受けるという特徴がございまして、取引乳価は、飲用向けに比べて乳製品向けが低くなっているという状況になっております。

このように、用途別の取引は、用途ごとの需給状況ですとか国際市況等が反映されて、また、消費者への牛乳・乳製品の安定供給を実現するといった意義があることから、こういう用途別に価格が異なっているという取引が日本で行われているというふうに考えてございます。

このため、改正法案におきましても、販売計画の基準の一つとして、加工原料向けとその他用途向けの価格を分けて約定する、また用途別取引を行っているということを一つの要件としているところでございます。

将来につきましては、すぐこれがどうこうということにはならないと思いますが、歴史的には、いわゆる暫定措置法ができる四十一年以前は、混合乳価と呼んでおりましたが、一本の乳価でございました。ただ、これは非常に価格が不透明で、生産者と乳業との間の紛争の一つの要因になったというふうな歴史もございまして、そういうことも含めながら、今後いろいろ考えていくんだらうと思えます。

○吉田豊委員　仕組みとしてのわかりやすさと、それから消費者の新しいニーズと、その両立は大変難しいことだと思えますが、ぜひ、また一層いろいろなことを研究もされて、そして、この変化がどうなっていくかということをきちっとサポートしていただいて、よりいいものにしていただきたいと思います。

○北村委員長　次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員　民進党の金子恵美でございます。よろしくお願いいたします。

これまでの質疑を通して、本当に日本の酪農を守ることができるのかという疑問に答え、不安を払拭できる御答弁を聞くことは残念ながらできませんでした。

一昨日の参考人質疑の参考人であった日本大学の小林教授が、「酪農」というのは全国津々浦々に存在する、家族酪農として存在でき得るという状況が、酪農生産にとつても、あるいは国土の保全という観点からも必要だというふうに思っています」と発言されておられます。

小林教授がリーダーとなつて平成二十五年七月に取りまとめられ、そして八月に公表されました全国酪農協会・酪農政策ワーキングチームの日本酪農の危機打開のための緊急提言には、「日本における酪農の存在の意義」というのが記載されているところであります。「酪農が日本に存在することは、①重要な食料の提供、②地域の農地や環境の守り手、③食と命の教育、④雇用の創出、などから社会的に意義がある。」というふうなまとめられているところであります。続いて、「しかし、現実には飼料価格の高騰や経営安定制度が不十分なために、酪農経営は危機に瀕しており、特に都府県では地域によっては酪農が消滅しつつある。家族経営を中心とした多様な酪農経営が全国的に存続可能なためには、以下の施策が必要である」と考え、提言する。」というところを書かれ、六つの提言がなされておりました。

一つ目は、農地を荒廃から守り、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度の導入、二つ目は、酪農所得補償のための経営所得安定制度の法制化、三つ目に、配合飼料基金制度の抜本的改革、そして四つ目には、担い手対策への取り組み、五つ目に、乳価交渉力の強化、六つ目には、以上の項目について、今後関係機関、団体が十分協議を行い、提言の実現に努めてほしいということでした。

これらの提言というのは、実はTPPは全く前提としないということと、TPPは日本の農業のみならず日本の国の形を変えてしまうから

真つ向から反対である、そういう姿勢で、この提言というのはTPPを前提としないというところであります。

今、我が国はTPPを前提としているのではありませんか。そうであれば、どのような形で日本の酪農を守っていくのか。改めてお伺いしたいと思えます。日本の酪農の存在意義をどのようにお考えでしょうか。

○山本(有)国務大臣　先ほど小林教授の意義の御披露がございましたが、全く異論はございません。

ただ、我が国の酪農というのは、国民への新鮮な飲用牛乳の供給を担うという点が重要でございますし、さらに、多様な消費者ニーズに対応した乳製品の生産を支えていただくということもあわせ重要でございます。

酪農は、我が国の農業生産額の約一割を占めておりますし、飼料、資材など生産段階から加工、流通まで、関連産業の裾野が広い産業でございます。地域経済社会の維持に重要な役割を果たしているだけではなくて、米や畑作物などの育成に余り適さない土地や山間部でも十分にそうした地域を活用して産業となり得る、そういう非常に貴重な農業の分野の酪農であるというように位置づけられているところでございます。

○金子(恵)委員　酪農の位置づけというのを今おっしゃっていただきましたが、改めて、その存在意義ということだというふうに思いますが、しかし、酪農の地域での存続が危ぶまれているのではないかとという声に添えていただいているとは思えないんです。反対に、今回の畜安法の改正案は、その名称とは本当に裏腹に、不安定になる、酪農経営を不安定にしてしまう、そういう内容ではないかというふうにも指摘されているところでもあります。

改めて、今回の改正で、酪農生産基盤を持続的に発展させる上でどのような効果があるのか、お伺いします。

○山本(有)国務大臣　近年、我が国の飲用牛乳需

要が減少傾向にある一方で、生クリーム、チーズなどの乳製品の消費は今後も増加が見込まれております。消費者ニーズに対応すれば、酪農経営は発展の可能性を秘めているというように考えております。そのために、特色ある牛乳・乳製品の生産による付加価値の向上など、酪農家が創意工夫を生かせる環境の整備が重要な課題であろうというように思います。

こうしたことを踏まえまして、本法案では、補給金の交付対象を拡大する、現在の暫定措置法から恒久措置法に位置づけを見直す。

さらに、生産者の生乳の仕向け先の選択肢が広がり、みずから生産した生乳をブランド化し、加工、販売する取り組みなど、創意工夫による所得向上の機会を創出しやすくする。現在の指定団体でございます農協、農協連につきましても、生産者の選択に応えるために、流通コストの削減や乳価交渉の努力を促ささせていただく。また、これまで補給金をもらえないため飲用向け一辺倒だった者を、バター等の乳製品向けにも販売する方向に誘導することができるというように考えております。

このように、今回の制度改正によりまして、需給状況や消費者ニーズに応じた乳製品の安定供給の環境整備が図られ、地域ぐるみでの収益性の向上を目指す畜産クラスター事業を初めとする経営体質の強化策と相まって、酪農生産基盤の持続的発展に寄与できるものというように考えているところでございます。

○金子(恵)委員 補給金は加工原料乳に対してのみで、飲用乳は対象となっていないんですが、ほとんど飲用乳として出荷する都府県の酪農にとつてはメリットはないということで議論がなされてきました。

都府県のセーフティーネットにはなっていないということだというふうに思いますが、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 都府県のセーフティーネットになっていないという御質問だとすれば、家族

酪農の所得補償というものの必要性というように御質問を考えさせていただいて、酪農の経営安定についての施策を幾つか現在でも打ち出しております。

まずは、脱脂粉乳、バター等の乳製品向けに對して補給金を交付する加工原料乳生産者補給金制度がまずあること。それに、乳製品向け乳価の下落に備える加工原料乳生産者経営安定対策、いわゆるナラシも制度としてきちっとしておりまして、飼料作付面積に応じて交付金を交付する飼料生産型酪農経営支援事業というものもございまして。家族経営を含めた酪農経営の安定を図っているところでございます。

こうした中で、最近五年間の酪農における家族経営の所得を見ますと、全国ベースで一戸当たり六百万から七百万で推移しておりますけれども、平成二十七年には九百八十九万円と向上しております。

そんな意味で、農林水産省としては、これら経営安定対策等を通じて、酪農経営者が主体性と創意工夫を発揮しながら経営を維持発展させていだけるよう、必要な対策をなおしつかりと講じさせていただきたいというように思っているところでございます。

○金子(恵)委員 補給金について伺いますけれども、補給金の算定の方法は今後省令等で決められるということだというふうに理解をしておりますが、従来の固定的な支払いのままで、所得補償の機能は非常に小さいのではないかとこのように思います。

その結果、平成二十年前後の飼料の価格高騰や乳価低迷が再度起きたら、再び酪農所得が急激に落ち込む、それに対処できないのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 まず、北海道等で生産された生乳は、乳製品に仕向けるか、あるいは道外に飲用向けとして移出等を行う必要があるかというような、この都道府県への生乳移送量について、さまざま議論される生乳の需給の全国的なありよ

うでございすけれども、まず、生乳の価格基準の算定につきまして、これは多いか少ないかというように考えていきますれば、今日までさまざま加工工場を凝らした新しい工房を作成して御自身のブランド化を実現しているJA等もございすので、私は、一概にこの補給金単価が低いとまでは言えないように思います。

改正法の第八条一項におきまして、「農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定める」というように位置づけておりますし、これは現行の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法と同様の規定ではございすけれども、さらにこうした観点を重視しながら補給金を見ていきたいというように思っております。

具体的な算定につきましては、この法が成立後、来年度予算編成過程における畜産物の価格決定の際に、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で決定するという手続でございまして、この審議会の意見、皆様のお話を謙虚に承りたいというように思っております。

○金子(恵)委員 これから省令等で決めていくということですが、飼料の価格高騰、乳価低迷、そういうものが起きたときに、酪農所得が急激に落ち込む場合、それに対処できるということではないでしょうか。

○山本(有)国務大臣 先ほどもありましたように、ナラシ対策等ありますし、今度御審議いただきました収入保険という手だてもございす。そんな意味で、鳥瞰図的に見て、しっかりと支えられる仕組みをつくっていききたいというように思っております。

○金子(恵)委員 私たちがここで議論しているのは、本当に酪農所得をきちんと安定させること、将来的にしっかりと向上させていくこと、そして、日本の酪農を守っていくということでありま

す。時間が余りありませんので、次の質問に行かせていただきますけれども、資料をお手元に配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

一月の十八日に、政府広報が新聞広告としてこのような形で掲載されました。表題は、「日本の農業、もっと強く。」「農業競争力強化プログラム」による改革で、世界にはばたくもかかる農業へ。というふうにあります。そして、「酪農家の自由な販売を支援」、その下には、「生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革。指定団体以外・部分委託にも補給金を交付。」という内容が記載されているところであります。

まだ法案も提出されていないこの段階であります。農業競争力プログラムに基づいて農業改革が進められるというこの政府広報が、もう既にこのような形で掲載されている、新聞広告として掲載されているということですが、私は、これは極めて問題だというふうに思っております。この政府広報が掲載された経緯をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 農業競争力強化プログラムは、昨年一月以降の与党での検討を踏まえまして、昨年十一月に政府の農林水産省・地域の活力創造本部で取りまとめたものでございまして、そのプログラムを実行していくためには、現場の農業者にその内容を知っていただくという必要性から、内閣府政府広報室と連携して、新聞広告、この一月十八日に本プログラムの政府広報を掲載した、そういう流れでございす。

○金子(恵)委員 それでは、与党内での議論がまとまったので、このような形で政府としても出されているということですか。

○山本(有)国務大臣 政府が決定した農業競争力強化プログラム、広く皆さんに周知していただくために、特に農家の皆さんがわかりやすい形で周知いただくようにこうした広報を発したわけでございます。いわば政府広報は、政府の態度や将

来の方向性について早くお知らせする、そういう意味でございました。

○金子(恵)委員 法案の議論がまだなされていない中で、もうこれは掲載されてしまっているんです。閣議決定は三月の三日、そして、その日に法案提出ということでありますので、法案づくりにも当然与党の皆さんも参加されているわけでありまして、やはり、この段階でこのような政府広報に掲載されるということの問題視していらつしやる与党の議員も、参議院の決算委員会ですか、御指摘をされていたようです。そのことについては当然理解をされている。

そしてまた、大臣もそのときに御答弁されています。「日本の農業、もつと強く」という、これは誰も異存がないと思います、ただ、下の酪農家の自由な販売支援、それを読みますと、指定生乳団体がいわば解体されるんじゃないかというように、あるいは機能が没却するのではないかという不安を起してしまうという、そういう見方があるということに掲載時期に気づいていなかったわけでございます云々ということを、三月の二十八日の参議院の決算委員会で大臣も御答弁されている。

こんな不安定な形で、まとまりのない考え方のものを、簡単にこのような形で政府広報として出してよろしいんですか。

○山本(有)国務大臣 参議院で答弁させていたたこととおりでございます、この資料は、「日本の農業、もつと強く」写真を背景にしております、酪農家の皆さんが笑顔で生活するというようなイメージをまずはお願いしたわけでございます。

そして、「酪農家の自由な販売を支援」というところにおける指定団体以外、部分委託も補給金を交付ということにおいて、誤解を生じるようになります。その意味で、この法案がきちつとまとまってから、さらに細かく、小さい字でも結構でありますので、これをしっかりと誤解のないように下に書けばなおよろしかったかというように

思っております。

そんな意味で、誤解を生じる部分がございましたことに対して、私からもおわびを申し上げる次第でございます。

○金子(恵)委員 もつと申し上げますと、実は、これは一月の十八日に政府広報が出されたんですが、一月の二十日には、総理が施政方針演説の中で「牛乳や乳製品の流通を、事実上、農協経由に限定している現行の補給金制度を抜本的に見直し、生産者の自由な経営を可能とします。」というふうにおっしゃっているんです。それに対して、同じ三月二十八日の参議院の決算委員会で、与党議員の方は、これを所信表明で聞いたときに私は本会議で大変なショックを受けましたというふうにもおっしゃっている。

与党の中での議論もまとまらず、そして、それがどのような形で政府の案になったかもわからない、明確ではない、そういうものを簡単にこのような形で国民に発信してしまう。間違いだということに思います。いかがですか。

○山本(有)国務大臣 特に酪農の知識の豊富な方々は、先ほど議論のありましたMMB、イギリスの失敗例等を十分に御存じなわけでございますので、軽々に指定団体についての制度、仕組みというものを考えるべきではないというように認識をされている方が多いかと思えます。そういう専門家の方々、酪農家の現場にいらつしやる方々には不快感を与えたというように思われるのではないかと、そういうように私も懸念をいたしております。

そんな意味で、こうした部分について、もう少ししっかりとした法案が出てから、さらにこれを丁寧に伝えるという作業が必要だというように思っております。

○金子(恵)委員 時間が参りましたので終了いたしますが、このような形で、本日に国会や国民を軽視している形での法案を提出する、そして審議を進めるということには本日に理解を示すことが全くだけないということを強く申し上げさせていただきます、終わります。

○北村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○北村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。金子恵美君。

○金子(恵)委員 私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたします。

反対の第一の理由は、政府は、この法案の趣旨に、乳製品に生乳を仕向けやすい環境の整備や需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保など掲げていますが、本案による改善効果が限定的であること、こうした課題にきちんと応えていないということです。

現状では、指定生乳生産者団体に委託を行っていない生乳生産者の生乳量は我が国全体の生乳生産量のわずか三割であり、かつ、そのほとんどが飲用向けであります。新制度のもと、その中から新たに生産者補給金を得て乳製品向けに生乳を出荷する生産者が一定数あらわれ、飲用向け生乳から不足している加工用向け生乳にシフトするとしても、その効果は極めて限定的だと言わざるを得ません。一体何のための改革なのか、目的は別にありません。ではないかと疑わざるを得ないのであります。

第二の理由は、飲用向け、加工向けの需給調整について、新制度では国が責任を持つことになり、その実施体制に不安があり、このまま新制度をスタートさせれば無用な混乱が生じかねないということです。

本案では、加工原料乳についての生産者補給金等の交付を受けようとする対象事業者は、毎会計年度、用途別の年間販売計画を農林水産大臣に提出し、農林水産大臣は、総交付対象数量を基礎とし、提出された年間販売計画に基づき、交付対象数量を算出するとしています。

需給調整について、従来は指定生乳生産者団体が長年の経験とノウハウをもとに行っていました、が、本案による新制度下、部分委託が拡大する中で、国に需給を安定させるだけのノウハウがあり、また、膨大な事務量をこなすだけの体制があるのでしょうか。

また、事業者によつては加工向け販売計画を過大に報告するなどの制度の悪用も懸念されるところでありますが、農林水産省が示す制度設計では、これらを防止する有効な手段が見当たりません。

反対の第三の理由は、政府内において本案の決定に至る過程が極めて不自然かつ強引であり、国民や国会の意見が反映されていないことです。

本案の主な内容は、昨年十一月二十九日に政府の農林水産省・地域の活力創造本部が改定を決定した農林水産省・地域の活力創造プランの添付文書である農業競争力強化プログラムに示された牛乳・乳製品の生産、流通等の改革の内容がベースになっています。しかし、この農業競争力プログラムはあくまでも与党が決定した政策ペーパーにすぎず、これを別紙として添付したとはいえ、そのまま政府の公式文書として決定するやり方は、野党と国会の意思を軽視する極めて偏つたものです。

そもそも、今回の改正は、農業に知見のない民間議員で構成される規制改革推進会議農業ワーキング・グループでの議論や提言に主導されたものであり、酪農家、乳業メーカー、学識経験者の理解や納得が全く得られないままに進められたものです。

今回の生乳改革を初め、規制改革推進会議等で検討されてきた一連の農業、農協改革は、農業を産業政策の道具としてのみしか捉えていない、極めて偏つた視点に立脚したもので、安倍政権が食料・農業・農村政策に真剣に取り組みむ意思がないことは明白であります。

以上の点を勘案すれば、本案は到底賛同できる内容ではなく、反対すべきであると強く申し述べ

べ、私の討論といたします。(拍手)

○北村委員長 次に、斎藤和子君。

○斎藤(和)委員 日本共産党を代表して、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案の反対討論を行います。

反対の理由の第一は、複数の指定業者の参入により、生産者の所得が低下するおそれがあることです。

本法案では、農林水産大臣や都道府県知事が、対象事業者のうち受託販売等を行う事業者が要件を満たせば、指定事業者として指定することができるとしています。また、この指定事業者は、外資や株式会社などの民間事業者がなることもできます。

複数の事業者間の競争となれば、生乳が分散してしまうことから、価格交渉力が弱まることは明らかです。資本力のある事業者が低価格競争に持ち込み、さらなる生産者の所得低下につながりかねません。

第二は、部分委託の拡大も生産者の所得低下につながるおそれがあることです。

これまで日量三トンを上限に可能としてきた部分委託を、本法案では、この上限を撤廃することで生産者が自由に売れる条件を拡大しようとするものです。

部分委託が際限なく拡大すれば、高く売れる委託外の飲用向け販売に生産者が集中し、競争的になれば、飲用向け乳価の低下が起り得ます。高く販売するつもりが、生産者にとって逆に所得低下につながるおそれがあります。

第三は、突発的な需給変動が起きた場合の対処方針は不透明で、需給調整が保たれるのか疑問が残ることです。

本法案は、年間販売計画の提出や実績報告書を要件に、指定団体共販参加の生産者に限らず、対象事業者にも生産者補給金を交付するとしており、個別にさまざまな問題が出てきたときには、国による指導や助言を行うとしています。しか

し、対象事業者が計画どおりの生産ができなかった場合の規定もなく、行政指導である国の指導や助言について従わなくても罰則はありません。突発的な需給変動が起きた場合の対処方針は不透明であり、需給調整が保たれるのか疑問が残ります。

本法案は、規制改革会議から、生産者のためと言いつながら、現場の実態も踏まえ、乱暴な提案をしたことが出発点でした。安定的な食料生産という農政の根本を大きくゆがめることは断じて許されないことを強調して、反対討論とします。(拍手)

○北村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○北村委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○北村委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、江藤拓君外三名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

我が国の酪農は、生産者の努力の積重ねにより、先進的な経営を実現してきた。しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足を背景に飼養戸数、飼養頭数ともに減少しており、生産基盤の強化に向けて、生産現場では総力を挙げての取組が懸命に続けられている。こうした状況を踏まえ、補給金制度の改革は、生産現場における不安や混乱を払拭し、経営意欲の維持向上を図られるよう、消費者への国産牛乳・乳製品の安定供給と生産者の所得の増大を旨として進める必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、生産者が将来に明るい展望を描けるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 新たな補給金制度の運用に当たっては、制度の目的を踏まえ、現行の指定生乳生産者団体に出荷する生産者が不公平感を感じないようになるとともに、事業者が乱立した結果、乳価交渉力強化・用途別安定供給・共同販売体制の強化などの現行の指定生乳生産者団体の機能が損なわれないよう、万全の措置を講ずるとともに、その機能強化に向けた取組を後押しすべく、万全の措置を講ずること。

二 補給金交付の要件となる年間販売計画は、飲用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保されるものとする。

三 補給金の算定に当たっては、牛乳・乳製品の需給の安定等を通じた酪農経営の安定を図り、国民消費生活の安定に寄与するため、生乳の再生産が確保されるよう、その単価を適切に設定すること。

四 集送乳調整金については、条件不利地を含む広域的な地域から、正当な理由なく集乳を拒まない事業者のみ交付する仕組みとし、その単価を適切に設定すること。

五 部分委託については、場当たりの利用を確実に排除し、年間を通じて用途別の需要に応じた安定的な取引が確保され、生産者間の

不公平が生じないよう、厳格な基準を設定し、その適切な運用を図ること。

六 現行の指定生乳生産者団体が新制度における指定生乳生産者団体に円滑に移行できるよう、関係者の意向や実態を十分踏まえた適切な措置を講ずること。

七 対象事業者に対する指導及び助言に当たっては、生産者の公平な取引であるかなど、必要に応じて国が調査し、実効性ある改善指導を行うこと。

八 政令及び農林水産省令並びに関連通知については、年間を通じて用途別の需要に応じた安定的な取引が行われ、用途別安定供給に支障をきたすことがないよう、適切に制定すること。

九 酪農家は農業者の中でもとりわけ過酷な労働条件にあることから、その改善を図るため、酪農ヘルパーの充実や公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットやミルクングバーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的に支援を行うこと。

こうした生産基盤対策等の支援は、地域を支える中小規模の家族経営体が十分活用できるように配慮すること。

十 規制改革推進会議等の意見については、参考とするとともに、現場実態を踏まえ、酪農生産基盤の強化に資するものとなることを第一義とし、制度の運用を行うこと。

以上です。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立総員。よって、本法律案に対

し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣山本有二君。

○山本(有)国務大臣 ただいま法案を可決いただきましたありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○北村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

平成二十九年六月二十九日印刷

平成二十九年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K